

## 本日の会議に付した事件

令和元年第3回山元町議会定例会

令和元年9月18日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第54号 山元町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第55号 山元町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第56号 山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第57号 山元町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第58号 山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第59号 山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第60号 山元町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 9 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第68号 町道の路線廃止について
- 日程第11 議案第69号 町道の路線認定について
- 日程第12 議案第70号 令和元年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第71号 令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第72号 令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第74号 令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第75号 令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 同意第 4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 議案第45号 山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（委員長報告）
- 日程第21 議案第46号 山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（委員長報告）
- 日程第22 認定第 1号 平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 2号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 認定第 3号 平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第25 認定第 4号 平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第26 認定第 5号 平成30年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第27 認定第 6号 平成30年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第28 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 常磐自動車道建設促進特別委員会中間報告

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、令和元年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

請願、陳情の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案等2件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

監査検査結果報告書の受理。監査委員から財政援助団体監査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続審査申出書等の受理。総務民生常任委員会と決算審査特別委員会の委員長から審査報告書、産建教育常任委員会、広報・広聴常任委員会、議会運営委員会の委員長から視察研修報告書、総務民生常任委員会と産建教育常任委員会の委員長から所管事務調査報告書及び3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。派遣した議員から議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。一部事務組合等議会議員から報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第54号、日程第3、議案第55号、日程第4、議案第56号、日程第5、議案第57号、日程第6、議案第58号の5件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

先に、議案第54号、議案第55号の2件を建設課長佐藤 誠君、説明願います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第54号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

配布資料12番にて説明させていただき、今の概要書において説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、道路占用料について税率引き上げ相当分の改正を行うため、提案するものでございます。

1、改正内容でございますが、改正前、8パーセントとなっていたものを10パーセントに改正するものでございます。

具体的には条例におきまして占用料の徴収を定めている項がございます。それに付随

いたしまして条例内の別表におきまして占用物件ごとに単価を定めており、別表の備考中で計算方法等を記載してございます。備考の記載の中で占用の期間が1カ月未満である場合の消費税相当額の計算方法を定めておりまして、その箇所について率を改正するものであります。

議案書の最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

こちらこの備考のところにですね、中ほどに単価を順位で除して得た額に1.08を乗じてとなっております。

また、イのほうにも同様の記載がございしますが、これをそれぞれ1.1、消費税10パーセント相当額ということで変更するものでございます。

概要書に戻っていただければと思います。

施行期日は令和元年10月1日。

3、経過措置といたしまして、施行日前に道路占用許可を受け、占用の期間は施行日を超える場合の占用料については改正前の率を適用するとしております。

議案第54号の説明は以上となります。

次に、議案第55号山元町都市公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

配布資料13番にて説明させていただきますので、お手元にご準備よろしくお願いたします。

本議案については、道路占用料条例と同様、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、都市公園使用料について税率引き上げ相当分の改正を行うため、提案するものでございます。

1、改正内容でございますが、こちら道路占用料同様、改正前に8パーセントとなっている箇所につきまして10パーセントと改めるものでございます。

具体的な内容といたしましては、こちらの条例でも占用料の徴収を定めた項目がございします。そして、条例内の別表にて物件ごとの単価について定めておりまして、その備考で占用の期間が1カ月未満である場合の消費税相当額の計算額について定めてございます。その箇所について税率を改定するものでございます。

条例案の最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

上から見ていきまして、別表第2の備考の6番、イ及びロに現行で1.08を乗じてとなっているものを、それぞれ1.1を乗じてという10パーセント相当に直すものでございます。

また、別表4のイについても同様でございます。

概要書にお戻りください。

2、施行期日は令和元年10月1日としております。

3、経過措置といたしまして、改正施行日前に使用許可を受け、使用の期間は施行日を超える場合の使用料については改正前の率を適用することとしております。

説明については以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）続いて、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の3件を上下水道事業所長大橋邦夫君、説明願います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第56号山元町水道事業給水条例の

一部を改正する条例について説明いたします。

配布資料 No. 14、お手元にご準備願います。

まず、提案理由ですが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置工事業者の指定の更新に係る手数料の額を定めるとともに、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、水道料金及び水道利用加入金について所要の改正を行うため、提案するものであります。

次に、1の改正内容についてですけれども、まず1番目としまして、消費税法及び地方消費税の引き上げに伴い、第23条に規定している水道料金及び第30条に規定している水道利用加入金の消費税を8パーセントから10パーセントに引き上げるものです。

次に、(2)番、改正内容の2番目についてですけれども、水道法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、指定給水装置工事業者の更新制度が導入されました。第29条においては、係る更新手数料の額を1万円と規定するものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

第7条において更新制度が導入されたことに伴い、更新を行わないものについては、工事の施行ができない旨を第7条で新たに加えております。

新旧対照表の右側、3ページですけれども、第33条においては、水道法の一部改正に伴い1条追加となっております。このことによりまして、条ずれが発生しましたので第33条の中において条ずれを解消するため、こちらを改めるものでございます。

次に、附則第2項関係の経過措置についてですが、条例議案の概要にお戻りいただきましてこちらの中段をご覧ください。当町においては、北部と南部に分けて2カ月ごとに検針を行っております。検針の翌月に上下水道料金を請求しているのですが、この検針期間2カ月間が全て10月以降となったとき、すなわち12月検針の1月請求分から改正後の10パーセントの税率の運用となります。

施行期日は令和元年10月1日としております。

続きまして、議案第57号山元町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 15をお手元に準備願います。

まず提案理由についてですけれども、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、公共下水道使用料について所要の改正を行うため、提案するものでございます。

改正内容については、給水条例と同様に(1)の消費税率改正前8パーセントを10パーセントに改めるもの。経過措置については、こちらも給水条例の一部改正と同様に12月検針の1月請求分から改正後の10パーセントの税率での運用となるものです。

施行期日も同じく令和元年10月1日としております。

続きまして、議案第58号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらも配布資料のNo. 16をお手元に準備いただきます。

まず、提案理由についてですけれども、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地域下水処理場使用料について所要の改正を行うため、提案するものです。

1の改正内容の消費税率については、こちらも第56号、第57号と同様に改正前、8パーセントを改正後、10パーセントに改めるものでございます。

次に、2番の経過措置についてですけれども、こちらも議案第56号、第57号と同様

に12月検針の1月請求分から改正後の10パーセントの税率での運用となるものです。  
施行期日は同じく令和元年10月1日としております。  
以上、3議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜ります  
ようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。なければ、なしとお答えいただきたいと思えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第54号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第54号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第55号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第55号山元町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第56号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第56号山元町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第57号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第57号山元町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第58号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第58号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。

それでは、議案第59号山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております定例会配布資料17、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、山元町小中学校再編方針に基づき新校名が決定したことから、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正の趣旨については、平成30年12月に策定した山元町小中学校再編方針に基づき、令和3年4月の新中学校開校に向け中学校再編準備委員会を設置し協議を進めております。

このたび、新中学校の校名について応募結果を踏まえ中学校再編準備委員会で校名候補を選考し、8月19日開催の教育委員会臨時会にて決定したことから、設置条例の一

部を改正するものでございます。

2の改正の内容ですが、第2条、名称及び位置について表中の右側、改正前の山元町立山下中学校及び山元町立坂元中学校を、左側改正後に記載のとおり、名称を山元町立山元中学校、位置については山元町山寺字畑中29番地と改めるものでございます。

3、施行の期日につきましては、令和3年4月1日となります。

以上、議案第59号の説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜るようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。趣旨の中に検討委員会、そして、教育委員会であるということがありましたけれども、町としての考え方、教育総合会議の中ではどのような審議がなされたのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。校名の関係と伺いますか、学校の設置に関する条例の一部改正ということでございますが、この案件につきましては、趣旨の中でも担当課長からお答え申し上げましたとおり、教育委員会での所管と伺いますか、所掌事務と伺いますか、そういう範疇でございますので、総合教育会議はまた別な観点での位置づけというふうに理解しておりますので、この教育委員会での決定を基本として今回の条例の一部改正をお願いするというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。大きな、町としては大きなカーブを切るところだと私は思っています。そういうところでまちづくりの観点からしても、やはり教育総合会議というふうなものが重要視されると思うんです。それを受けて教育委員会で審議をしてというふうになると思うので、その辺の考え方についてですね、教育委員会に委ねる、それは確かにわかります。でも、その前のきちっとした検討委員会から上げられ、そして、町としての大きな変換というところであれば、町長を含めた総合会議できちっと審議すべきではないかということから今確認をさせていただいているんですが、そのことについてのみで結構でございます、ご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えいたしますが、先ほどお答えした内容と基本的な理解、対応は同じでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。校名、そして、校歌というふうなことで着々と作業は進んでいるんですが、町の考えが全然見えてきていません。教育委員会にということだけで委ねているということは、それはちょっとというふうなところで、そしてですね、今後、現在の山下中学校、それに鑑みまして現在、不登校児、不登校生徒が多くなってきております。そういうことからすれば、やはりもう少し考えるべきではなかったのかなというふうな思いから私は今、確認をさせていただいているんですが、そういうことは、町としては考えての結論だったのでしょうか。その辺は教育委員会にはお伝えしているのでしょうか、町長、お願いします。

議長（阿部 均君）あの、これ条例改正で山元町立の校名を定める条例の部分でございます。不登校の部分提案されている議案とちょっと違いますので、その辺、ちょっと心得て質疑、お願いします。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、校名という話が出ましたけれども、設置条例ですので住所

もですね、そういうことも含めてというふうなことで今確認をさせていただいているところでございます。

教育総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。私のほうからこれまでの経緯を改めてご紹介したいなというふうに思います。

この学校再編につきましては、平成30年の12月に山元町の学校再編の方針というふうなものを一応策定しております。これを決定する際、教育委員会、それから町長が入った総合教育会議の中で一応この方針というふうなものを確認し合い、小学校は4校を1つ、中学校を1校というふうなことでの方針を確認し合ったというふうなことで、その結果に基づいて今回中学校の再編を進めているというふうなところでございます。

今、その校名について町長の確認をとというふうなことでございますが、今回の準備委員会を立ち上げまして検討を進めておりますけれども、例えばその校名を、じゃアンケート、募集を行うとか、その結果、どういうふうな結果でございましたと。検討委員会での方向性、このような形で今進んでおりますというふうなものを随時、私たちのほうから町長にも確認をしながら、情報を共有しながらこの学校再編、現在進めているというふうなところでございますので、教育委員会としては、総合教育会議までは開催しておりませんが、教育委員会での所掌事務というふうに考えておりますので、そういうふうな中で町長と確認を行いながら一応教育委員会の中で協議を今進めているというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。以前、一般質問でも確認したんですが、まちづくりの中の観点でというふうなことで、したら町長は、回答なさんなかったような私の記憶があるんですが、そういうことで、教育委員会に全て委ねていたということであれば、それがやはり町長の考えであろうというふうに私は受けとめざるを得ないんですが、そういうことでよろしいということ、回答でよろしいんですね、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答え申し上げている趣旨は、それぞれ町長部局、教育委員会部局ですね、あるいは具体的教育委員会議なり、総合教育会議なりと、それぞれ場面の役割があるわけでございますので、その役割に沿ってそれぞれの場面で方向性を確認し、方向性を定めていただくというふうな手順で来ておるというふうなところでございますので、決して何と申しますか、議員ご懸念のようなまちづくりに関する関係を全て教育委員会にお任せしっ放しというか、そういうふうなことではなくて、一定の取り決めの中でそれぞれの役割を果たしてもらおう。そしてまた、必要なまちづくりについてのかかわり、関与というものは、これは大事にしているというふうなところでご理解をいただければありがたいというふうに思います。

議長（阿部均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私も同じような観点から確認の意味での質疑を、質問をさせていただきたい。

今、強調されておりました、質問としてですね、まちづくりの観点からということなんですが、まさにこの部分が非常に重要なことであって、この学校再編についてはですね。私もこの点については取り上げた経緯もありますが、その際にも明確な回答は得られなかった。この中学校を1つにするということは、この町の大きな大変換点なんです。1校にすると、1つにまとめるということによって、例えば最近出てますスクールバスをどうするかとか、あと残された学校施設をどうするかとか、あるいはなくなった地域



の地域づくり計画をどうするのかというのともあわせて同時にまちづくりの観点から考えていかなければならない取り組みだと。そういう同時並行で進んで、その結果、1つにしてもこういう不測の部分、あるいは問題等、懸念されている部分はこういう形で解消されますというような形で本来ならば、我々に提案されるべきだと。

ところが、その点が非常に見えない、不明だ、あるいは本当に取り組んでいるのかといったような疑問、懸念があつて今のような質問が、あるいはこれまでも出てきた質問があつたのかなど。その辺についての取り組む姿勢、これは我々にとっては一応認めた、一応認めたというかね、そういう方向で動いている中で、我々、どのようなチェックをしていく必要があるのか、町の考え方が明確に示されないと、その辺についても我々是一緒に、同時に、1校にしたことによってさらなるまちづくり、さらなるといいますか、いい方向で進んでいく、こういうのを両者一体で進めていく立場にあるわけですが、その辺の町の考え方が見えないとなかなかそういう議論に参加できないということから、今、盛んにそういった疑問、懸念について確認をしているということ、まちづくりの観点からこの1校にすることによってどういうすばらしいさらなる発展していく、発展させなくちゃならない、そういうことでの一致だと思うんですが、その辺の考え方を示してほしいという質問だったと思います。同様の質問を私からもお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この場はあくまでも学校再編の実現に向けての一つのプロセスとして大事な中学校の名称なり、場所をとというふうな条例の改正でございますけども、議員ご懸念の部分についてはこれまでも十分お話ししてきたとおりでございまして、再編に向けていろいろ検討組織を設けていろいろ検討していきますと。

その手順としてまずは学校の名称、場所を決める必要がありますというふうなこともお話をできておりますし、あるいはスクールバス等につきましては、これは学校、教育委員会サイドだけでなく町長部局のほうも一緒になって検討を進めていく、あるいは坂元小学校の跡地についても、今、跡利用についての検討チームを立ち上げて今スタートしたところとございまして、いろんな角度からまちづくりに向けてのこの学校の再編というものを手順よく進めていくというふうなことを十分お示しをしながら、その前段としてといいますか、まずはこの中学校の名称なり位置の関係を明らかにするという、そういう一番最初の方針の決定、方向性の決定がここをお願いをしているというふうなことでございまして、決して決してこれまで何もお話ししてこないようなお話でございましてけれどもそういうことは一切ございませんので、改めてご理解をいただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうところが見えないから、あるいはその時々で確かな、明快な回答がないからこうしていつまでもそういう疑念、懸念をこういう場で確認しようとしていることなんです。

今言ったのは、言葉では簡単にこういうことだ、実際にその中身がもう見えません。その時々のお示しをいただかなければね。そういう話、懸念するのは、そういう形で我々の見えないところでどんだん崩壊的に進められていっているという疑問があるからその時々、機会あるごとに確認しているという事案なんです。

施行期日、令和3年4月1日ですよ、まだ2年後のあいづ、なぜこの時期にこうした提案が必要なのか。また、全体としては見えない中で動いているんですよ。こういったことも一つ一つまだまだ検討の段階、前に進んでいく上でね、こういうことだけは着々

と決めていって既成事実をどんどんつくって行って、最終的に十分な検討のない中で取り組まれた結果が生まれてくるのかなという心配、懸念があるのでその都度、確認しているということなんです。何かやっています、やっています、やっていますということなんです、そのやっていますというのがなかなか届いてこない、伝わってこないからこういった機会あるたびに確認しているということなんです。我々に安心のできるような取り組み、私はこの時期になぜ2年後の決めてしまわなくちゃならないのかというところが非常に不思議で仕方がない、その辺、それでも根拠があつての提案だとは思いますが、その辺も十分安心のいただけるような取り組みの経緯というものについて伝えていただければと思います。あの、まちづくりについてはもう何回も何回も聞きますからね、町の考え方はわかったということで、それはもう多分これはこう交わらない話になるかと思うので。

議長（阿部 均君） 遠藤さん、ちょっと長めになっているんですけども、このなぜこの時期に提案されたのかということですね。（「そうそうそう。その前の部分については今、その部分は要らないからということをあえて確認したところです」の声あり）町長でよろしいんですか。（「いや、専門の部」の声あり）

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。いろいろとご懸念の部分のございましたけども、先ほど申しましたように、執行部としましては、これまでの要所要所でのご説明、スケジュールもお話をしてきょうの条例の一部改正という、そういう段取りで来ているところでございますので、改めて教育長のほうからこれまでの学校再編に関する取り組み、そしてまた、きょうの条例の一部改正の提案というふうなこの辺の流れを再度おさらいをさせていただきたいというふうに思います。教育長、よろしく。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。学校再編につきましては、これまでもご説明申し上げました再編の検討委員会を設置して、昨年暮れに教育委員会として正式の再編の方針を決定をして、今年度になりまして中学校、令和3年に新しい学校開校ということで、今年度に入りましてからその準備委員会を設置してその準備に取りかかっている今、さなかなわけです。

校名をなぜ2年前の今決めなければいけないかということですが、学校を新しく設置する際には、その場所と学校の名前を一番最初に決める必要があります。校歌をその後つくったりですね、それから制服を決めたり、あるいは学校のシンボルとなります校章ですね、これは校名に基づいた、校名をデザイン化したようなものなんですけれども、それもまず、それらはまず校名を決めてからでないと決められないということがありまして2年間の準備期間を置いたわけですが、一番最初の段階で校名を決めさせていただいたと。2年後に施行ということですが、その施行の令和3年4月1日に向けてほかのもの全てそろえて、4月1日になった段階で正式に新しい名前の学校で新しい校歌でというふうに教育活動を始められるようにということでの今回の条例の改正でございます。以上です。

9番（遠藤龍之君） はい、議長。これまでもそうなんです、教育委員会としてのね独自の取り組みということについては大きな否定するものもないんですが、そこに行き着くまでのですね、その手前の町としての考え方がどうしても見えてこない。教育委員会の考えが町の考えなのかということであるならば、それはそれで理解のできる場所なんです、私はどうもそうではない。中学校の再編の一つということについては、本当に大きな町

の大きな出来事だというふうな受けとめから、これはどうしても町の考えが多く教育委員会のほうに、やっぱり伝わっていないと全体としての前進が望めないのかなという懸念、不安からのその時々疑問の提起ということでもあります。この間の経緯でなかなか町としての考えが示されないと、あるいはこっちのほうには伝わってこないということを確認して終わります。

議長（阿部 均君）回答必要なんですか。はい、要らない。（「要らない」の声あり）はい、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第59号山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第60号山元町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明をいたします。

配布資料のNo.18、議案の概要に沿ってご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

まず、提案理由でございますが、山元町過疎地域自立促進計画の一部を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

1の計画変更の根拠といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によるものであります。

次に、2の計画変更の概要についてですが、2枚おめくりいただきまして左肩に資料1としている新旧対照表と議案のほうにつけております過疎地域自立促進計画案等をあわせてご覧願います。

A4横の新旧対照表を1枚おめくり願います。つくりといたしましては、左から区分、変更前、変更後、備考となっております。

また、計画案については23ページをお開き願います。

新旧対照表一番左の列にございます区分のうち、1、産業の振興については、変更後

の欄にありますように、磯浜漁港施設機能保全事業と農水産物直売所施設建設事業を追加しております。

こちら計画案については、23ページの表の一番上に磯浜漁港施設機能保全事業を、24ページの2番目に農水産物直売所飲食施設建設事業を記載しております。

次に、区分、新旧対照表区分の2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進については、変更後欄に社会資本整備総合交付金事業の各路線を追加し、また事業名、(6)電気通信施設等情報化のための施設といたしまして、こちらページをおめぐりいただいておりますけれども、Wi-Fi環境整備事業を追加しているところでございます。

こちらの内容について計画案におきましては28ページになりますが、表の2番目から5番目まで、社会資本整備総合交付金で整備予定の4路線を追加しております。

また、中段には事業名といたしまして(6)電気通信施設等情報化のための施設、事業内容の欄にはWi-Fi環境整備事業を追加しているところでございます。

次に、再度新旧対照表にお戻りいただきまして区分の3番、生活環境の整備につきましては、事業名(5)消防施設、事業内容、Wi-Fi環境整備事業を削除しております。

新旧対照表区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、事業名(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センターを追加し、事業内容に子育て世代包括支援センター事業を追加しており、さらに事業名9、その他から同事業内容を削除しております。

こちらに関係します計画案については33ページの表の一番下に追加しております。

また、34ページの事業名、(9)その他からその内容を削除しているところでございます。

次に、新旧対照表の区分の6、教育の振興については、新旧対照表、次のページにもまたありますが、変更後欄の下線部の文言を計画本文に追記しております。

計画案においては35ページ、36ページになりますが、今回の事業の内容の追加にあわせて新旧対照表にありました文言を計画案本文にも追記修正しております。事業内容としましては、学校施設環境改善事業、学校給食費補助事業を追加しているところでございます。

以上が2の計画変更の概要の説明になります。

議案の概要18番、ペーパーにお戻りをいただきたいと思っております。

3の計画変更のスケジュールについてですが、今後、議決をいただきましたら県を経由いたしまして国へ変更計画を提出することとしております。11月にはこの変更計画に基づき県との地方債2次協議を行うこととなります。

次に、4の計画の調整状況についてでございますが、今回の計画変更に当たりましては、県の過疎計画との整合を図る必要がありますことから、上記スケジュールの7月、8月に記載しておりますとおり、既に県との協議は終え同意をいただいているところでございます。

以上が山元町過疎地域自立促進計画の変更の内容になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。過疎債ということですが、この計画変更によって自立への道を模索することだというふうに私は捉えているんですが、この過疎から脱却し、自立したまちづくりへというふうなところでのステップの第1段階だとは思っていますけれども、この過疎からの脱却、ここからは何年度くらいをめどにこのような計画にしているのか、町長に伺いたいと思います。

議長（阿部 均君）大きな意味合いでの質疑だと思いますけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同様のお尋ねはこれまでも一般質問等の中でも頂戴しているかというふうに思いますが、お答えは何回でもしないわけではございませんけれども、以前申し上げているとおり、できるだけ早くこれは脱却を実現するというのは大きな課題でございますけども、残念ながら一朝一夕にできることではございませんので、私の記憶も定かでない部分はございますけども、少なくとも半年以内とか1年以内と同じ質問をされて大きな方向性に対して軌道修正がなされるということはございませんので、その辺の前後関係をよくご理解の上、ぜひ合理的な、効率的なご質問を頂戴できれば、私としてもありがたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、ふるさと納税とかでいろんなところから山元町にご寄附をいただいております。こういうふうな目標を持って何年度くらいまでこういうふうなことを進めていきたいということであれば、ふるさと納税にご寄附をしてくださる方々もふえ、そして、一日でも早い脱却ができるんじゃないかなという思いから、そういうふうな変更するという事で変更するなりの理由があつてこのような計画を出して提出するものだというふうに私は思っておりますので、その辺も鑑みながらとういことで、2カ月、3カ月前でそんなに一挙にできないのではなくて、やはり町長はこのような方針なんだということであれば、絵に描いたぼた餅だけではなくてその一つ一つ、前に向かって進めていけるような、そんな基準を示していただきたいなという思いからの質問でございます。回答ができないのであれば結構でございます。

議長（阿部 均君）ただいまの質疑、質問ではなく質疑でございます。それで、ただいま提案されておりますのは、過疎自立促進計画の変更でございます。それで、課長、企画財政課長から説明をいただいております。その中身について質疑をお願いしたいと思います。ふるさと納税はまた別な機会を捉えて別な部分でございますので、これ過疎自立促進計画とはまた別な部分でありますので、その辺、中身の部分で何か疑義がございましたならば、その部分について質疑をお願いいたします。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。資料の中の変更、令和元年9月というところの1ページ目でございますが、1ページの中の2、交通通信体系のというところでの社会資本整備の部分です。つばめの杜北線、そして、あとは真庭千保田線とかというのが出てきているんですけども、この辺はどういうふうな観点からここに変更というふうなことで提出したんでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。社会資本整備総合交付金を活用しました路線の整備、こちらの国の交付金が予算上、ついておりますことから、それを計画に今回掲載させていただいたと。こちらの交付金事業ということで国から交付金をいただいて事業を実施するわけでございますけれども、町の自己負担分もでございます。そういったところに過疎債を今後、充てる、充当することができればという考えのもと、今回変更でこの路線を記載しているということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。この部分の社総交ということでは、国からついているという部分については理解はできますけれども、この辺について住民の方々の理解、了解、そして、地元との話し合いもきちっとできてないまま、このまま突き進んでいいものかなというふうな思いがありましたので今、質疑をさせていただいております。

資料のですね、えっとこれですね、この文の1ページのところのレクリエーション施設、これがレク施設の整備事業が減少しているんですが、令和2年度までだから減額しているのか、その辺、確認をさせてください。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらのこの資料のレクリエーション施設ということではよろしいのでしょうか。こちらにつきましては当初、想定していた変更前の欄になりますけれども、当初想定していた令和元年度、令和2年度の事業費、こちらが令和元年度、令和2年度ではこういった費用を使う見込みが現時点でなくなったということで変更後の欄のように数字を修正したということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、ここの部分、令和2年度までだということでは理解できますが、その部分についての総事業費はどのような形で見えていたのか、その辺についてお尋ねしてもよろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。あくまでも現時点のこの数字でございますけれども、計画上は、変更前で8億2,400万ほどの計画、概算の事業費ということになってございました。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、令和2年までだからその分は落したということではよろしいんですか。その後の事業の計画とかという部分ではなく、あくまでも令和2年度までなんだということで解釈してよろしいんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この過疎地域自立促進特別措置法の法律の期限というのが令和2年度までということになっております。それに倣いまして過疎地域の自治体は令和2年度までの計画を立てているということになってございますので、あくまでも現行計画上はこの数値ということでご理解いただきたいと思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。じゃ、以前出しておいた8億2,000万というのは間違いだったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。計画でございまして、これは29年度につくった計画でございます。その後、ご承知のとおりだと思いますが、実績の数字に直したり計画として新しい事業を追加したりということで毎年度、こういった変更をかけているところがございます。そのときそのときの状況に応じて内容を精査して変更するというものでございますので、当初のものが間違いだったという理解はしてございません。以上でございます。

議長（阿部 均君）何番と明示して。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。その表の部分の8分の2だから2ページの部分ですが、先ほどお話ししました社総交の部分での道路なんですけれども、都市計画と社総交で国からという部分はわかるんですけれども、道路の計画、そして、都市計画との整合性は図られていたのかどうか、その辺、所管課並びに町長にお伺いしたいと思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。こちらの過疎計画にのっております社会資本整備総合交付金に関する道路事業でございますけれども、都市計画マスタープランの中でどのように地

域をつくっていくかという記述がございまして、それに適合するような形で計画している路線ということでこれまでご説明してきたと認識しております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。説明は前回の議会のときにも提出されました。それを取り下げ、今回は住民の方々へも一応は説明はしたものの、その後の動きがどうなのかなって、今回も条例ですね、改正というふうなことで提案されておりますけれども、そういうことも踏まえながらやはりやるべきではないかなということから今、質疑をさせていただいております。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ちょっとこの過疎計画の話から出てしまう部分があるかもしれませんが一部お答えさせていただきます。

今後、この後に路線認定の議案出させていただきますけれども、一度住民の方々に説明させていただいていろいろ課題が見えてきたと。その中で今後、さらなる検討を進めていくためには、社総交を用いて設計をした上でもうちょっと詳細なところを図りたいという考えがございまして、現在、進めているところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。あのですね、この4番の岩佐議員に申し上げますけれども、山元町の過疎地域自立促進計画の変更の質疑でありまして、そのよその案件との絡めての質疑は謹んでいただきたいと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。確認をします。33ページの中に、資料の中の33ページの中に児童福祉施設保育所となっておりまして、事業内容が保育所管理運営事業というふうに記載されているのですが、この辺の中身についてちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回のお願いしております変更内容ではない部分にはなりますけれども、保育所管理運営事業はあくまでも保育所の運営に係る費用ということで、こちらは毎年度、ほぼほぼ同額、3,000万円弱の金額を計上、計画のほうには掲載しているところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まず、改めて議長、町長、この変更についてということでその変更の内容について説明されているわけですが、それが全てかどうか、全てということでよろしいんですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回変更しますのは、山元町過疎地域自立促進計画案ということで議案のほうにつけております計画案の変更ということになりますので、ただいまご説明した内容で変更した箇所は全てでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。議案書というのはこれのこと言っているんだよね。そうだよ。えっとね、1つは12ページ、数値なんですけど、これも変更になっているかと思うんですけど、その辺の説明はなかった。この数字が前回も変わっていないということでもいいんですね、じゃ。

議長（阿部 均君）遠藤議員、今のは何ページですか。（「12ページ」の声あり）

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。いや、もう一度、よろしいですか、課長。企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。お時間頂戴いたしまして失礼いたしました。

修正点はこれだけかというご質問にお答えいたします。修正点につきましては、昨年度に、今回の修正といたしましては、17ページに先ほどご説明した以外の変更点といたしましては計画本文の17ページ、こちらの5番に計画期間というところがございますけれども、平成だったものを令和に直しております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。余り細かいことでも言わったんだけどね、ただ、先ほどと違って町道のやつ、改良率で25ページの数字も大きく違っているんだな。というね、この辺は我々も非常に関心の強いところなんだね、町民もね。舗装率、改良率、どういう現状になってんのかという関心事のところ、大きくとは言わなねげんとも、私のあれでは、記憶ではちょっと前の資料、持ってこねがらあいつたげんと、290何ぼというのが315キロ、これはいいことなんだけども、あと、改良率の数字も違っている、舗装率も違っているということを指摘しておきます。というのは、まさに計画の位置づけは非常に町のまちづくりを進めていくと大きな計画として位置づけられているものが、高々という見方もあるんですが、この辺は正確性を期して我々に提案していただければということの確認で質問しているわけです。その辺の回答については後でね、確認すればあれだと思うんですが、もしそこに変更というかね、間違っただけということであれば、後で連絡というか、説明していただければいいという程度の中身になります。

改めて質問をしますが、この計画変更というのは、この許される範囲というのはどこまで許されるのかなという疑問について。というのは、非常に計画の変更の内容を見ますと、それぞれの事業が重要な事業になっているんですね。その一つ一つを、ここでくくり提案されるとね、我々の調査という部分での作業がなかなか短い、短いといえますか、時間の中で、制約された時間の中で我々自身が理解するという部分ではかなり厳しいところがあるということから伺うんですが、どこまでこの、しかもこの重要な変更ですから重要な変更だったらもっと審査期間のあるときに出していただくとかね、あるいはこういったものは当初、これは補正という中での対応ということになるんですよ。そうすると、この補正という、なかなかつながりが見えなかったり、新規ということで出されるとこれはこれで改めて我々も取り組みやすい部分があるんですけども、ということから、この提案について重要な内容を持つ提案について簡単にいつでもどこでも変更変更ということが可能なものなのかどうかという基本的なところを、部分を確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。計画の変更の時期でございますけれども、今回は議員おっしゃるとおり、重要な変更ということでこのように議案として上程させていただいております。変更自体は、実は昨年度が1回目ということで変更しているわけですがけれども、昨年度は軽微な変更であったために議会の議決を要しなかった。今回は初めて、2回目の変更で初めて議会の議決を要する重要な変更があったというものでございます。

重要な変更該当するものとしては、先ほどご説明をいたしました自立促進施策の区分ですとか、あと事業名、そういったところの追加削除があった場合、あとは計画本部



の修正があった場合は重要な変更ということでご審議をいただくことになるというものでございます。

お尋ねの変更の時期でございますけれども、例えば先ほどの社総交事業ですね、路線4つ、今回計画に追加しておりますけれども、この予算についてはもう既に今年度の当初予算でお認めいただいているものでございます。それを今回この計画変更の時期に合わせてこの計画にのせたというものでございます。

W i - F i 事業については、今回の議会でこの後、補正予算の中で審議いただきますけれども、そういったものをこの計画に今回のせているというところでございます。

変更の時期というのは、年度当初に県のほうから連絡がまいりましてその計画の内容ですね、ついてどうなのかと、先ほどご説明しましたけれども、計画の変更の内容をこちらまとめまして7月、8月には県のほうに協議をかけて回答いただければ、その内容でもって議会にかけるということで、11月には地方債の協議というのもまいりますので、今年度、この計画で予定されている事業の過疎債を充当する事業については、その協議を経なければ過疎債、充当できないということになるものですから、先ほどのスケジュールに書いてあるようなスケジュールで毎年、変更をしていくということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明は社総交に関してという、だけでなく、今の説明は社総交だと今言ったような当初に示して、そして、認められた時点で提起というふうな今、あなたの説明でそういうふうな理解をしたんだけど、ですから、時期としてはこの時期になるんだというふうな受けとめをしたんですが、その理解はまだ薄いですか、改めて確認します。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらの計画に、これは何年度というのは入っていませんけれども、先ほど見ていただきましたこちらの細かい表ですと、令和元年度にどういった事業をやるかということが、どのくらいの予算規模でやるのかというのがこれでわかるようになっております。その中で過疎債の活用を検討している事業については、今年度の県との地方債協議に合わせなければいけないということになりますので、そういったことから先ほどのスケジュール感で変更をしていかなくちやないということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。大枠というか、そういう部分については理解できたのかどうか、ちょっとありますが、そういうことなのかなということでは受けとめます。

今、全体のこの過疎債、先ほど来の質疑の中でこれは5年物という理解をしているわけなんですけど、そういう中で毎年度、毎年度、中身については変わっている。先ほども若干指摘ありましたが、その辺の、これは大きな変更ということで我々にも示されているんですが、変更ということになれば、中身の変更というのも当然ありますよね。ちらちら見ただけでも変わっているんですが、そして、これはこういう場での確認ではないんですが、中期財政の見通しですか、その辺で毎年、変えるというのがという話だったのが、その中期財政見通しについては出さない。そのかわりとしてこの過疎地域自立促進計画で対応するというふうなお話があってそういうふうな理解をしていたんですけども、としますと、この変更については毎年、当然、我々に示す必要があるのかなというふうな思うわけなんです。そうすれば、この中身の変更、変更前と毎年変わるわけですから、ローリングというかね、何つうんだ、昔で言うと、出していた実施計画見ると、

毎年、基本計画があって、そして、しかし、これは動いているものだから実施計画に変えて、だから、その実施計画になると、中身が変わって当然なんです、実施計画ね。だけど、我々としては、一つ一つの事業が財源つきで理解できるというようなことで期待をしていたわけなんです、そういう形では出てきていないんです、今現在のところ、その辺の理解がまず一つ、正しいかどうかというのと。

あと、やっぱりこれはこういうふうには毎年、毎年、変わっていく中身になっているんだらば、当然、この大きなことがなくてもこの計画の中身については我々に示す必要があるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか、考え方として。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今のご質問の中に、中期財政見通しがないのでこれをもとにするというお話がございましたけれども、そうではなくて、中期財政見通しを立てるための根拠の資料として昨年度までであれば復興計画、それとこの過疎自立促進計画、こういったものも事業で想定されているもの、それを根拠に中期財政見通しをつくるというご説明をしてきたつもりでございます。

今時点は第6次の総合計画を策定中でございますので、それができれば、今度はその下に実施計画をつくることとなります。今後は、その実施計画をもとに中期財政見通しを来年度以降、立てていくということで考えているところでございます。

それと、過疎計画の変更については議会にご説明をというお話でございますけれども、昨年度は軽微な変更ということで議案としてはこの場では変更の内容をご説明はしておりませんが、昨年度も常任委員会と全員協議会、この中でご説明はしてきているということでございますので、今後もそれについては継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとこまい話になってしまうんですが、私、言いたいのは、その辺の経緯は多分あなたと私の理解が違う。ただ、私はあなたから、あるいはその前の課長からかな、そういう話を伝え聞いていて、これがもう実施計画の変わりになるんですよというような理解をずっとしてました。今のあなたの説明ではそうではないよということなんだがもわがねけども、それはちょっと理解の違いということでもまずここでの議論は避けたいと思うんですが、この中身を見ただけでも変更前、変更後、既にいろいろ変わっている。先ほどの説明から見ると、これも理解できるんですけども、中身が実際に動き出しているわけですから、動き出しているものをここさっているわけですから、この計画によって動き出すから、来年は使えば概算事業費もこれ変わってくるから、さっきのレクリエーションだけに変わらず、いろいろ見ると細かくこう変わってるのがあるんです。だから、俺は俺の理解はこれは実施計画の代わりだから当然、それはあり得るわな、毎年、毎年、動いているんだからというふうな理解をしていたんですが、今の説明ではそうではないということになると、これを果たしてどのように受けとめて我々は監視、チェックのほうの判断にしくちやならないのかというのがちょっと、その辺がちょっと薄れてきますというか、混乱してきます。まあね、先ほどそれは違うよと、大きく変わっているのはこのレクリエーション施設事業というのが大きく変わっているのにもかかわらず、その部分についての説明はない。その下もその下も結構変わっているんだ。だから、それは毎年、変わるんだからそれは変わった時点でね、毎年というか、当然、変わるもんだから当初とか何とかの説明があってもしかるべきなのにもかかわらず、今、この時期ということがあったからその疑問を今、ぶつけたわけですが、今、ち

よっとこまい話になったら多分なかなかこの場では理解できる、あるいは同じ土俵の中での話にはならないと思いますんで、その辺については改めてまずとりあえず裏のほうで確認して、もし問題が、そのことによって問題につながるということであれば、改めて別な機会を捉えて確認したいと思います。

最終的に、最後に確認したいのは、この、それももうこれまでも説明されているということ踏まえて改めて確認するんですが、この自立促進計画というのは、5年物ということいいんですよねということ改めて確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。本来であれば自立促進計画、今の法律上、5年間の計画ということになります。当町においては29年度から過疎地域の指定というか、そういうことになりましたので4年計画になっているということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。改めて確認すると、逆に制度そのものが令和2年とかというのが最後になってから、本来ならば5年物なんだけども山元町にとってはスタートが遅れたから4年ということなんですね。

とすると、その4年間の中での事業の設定ということなんですね。令和2年に事業を立ち上げてそこで認めらったからってその後、ずっと補助の対象になるというふうにならざるを得ない、私の疑問がわかるかどうか、通じれば答えてほしいんですけども、例えば令和2年、改めて過疎債の対象事業として認められたときに、実際に仕事するのはそれ以降、それから5年かけて仕事すか、2年かけて仕事すか、その仕事すのがその期限をずれてるだけどもということになるだけども、その期間内に認めてもらったものは最後まで面倒見てもらえるというふうに受けとめていいのかわかるかどうか確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。現在の過疎地域自立促進特別措置法については令和2年度までの次元の立法と、法律ということになっておりまして、現在、国のほうではこれを延長する方向で今、さまざまな検討がなされているものと承知しております。

お尋ねの件につきましては、私どものほうでも確認をしておるんですけども、令和2年から、例えば2年、3年にかかって行う事業、そういったものについても最終年度に、最終年度が始まりの事業として計画として入れるのは差し支えないという回答を県のほうからいただいております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今、極端な例を言ったんだけど、今、ここで認められている事業については、その令和2年を超えても保証されるということで理解して、今の説明だったらそういう理解だと思うんですが、その辺、確認します。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。保証というのが何になるかということなんですけども、この過疎地域自立促進計画にのせている事業は、基本的には町が予算を持っていないとできないわけです。その中でここに掲載されている事業については過疎債を活用できるというものになります。この細かい表でのっているもの全てが過疎債使う事業ではございませんので、なので、保証というのはちょっと捉え方が難しいんですけども、ここにのっている事業については町が今後やっていく事業だということに見ただけならばと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この計画に基づいて事業に着手した事業についてはという意味での保証です。何も、先ほど出てきたからあいつたけど、このレクリエーション施設整備事業というのがこうして変わって、始まりが変わってこれがまた今、やるというふう

にはなっていないんだけど、これがやるとなったときには8億だったら8億というのは認められて、そして、その金で事業を、例えば令和1年、令和元年、令和2年に事業に着手したときに終わりが3年になっか4年になっかということになっかと思うんだけど、その計画ではね。その3年か4年か、それを飛び越えても決まったのが期限内だったならば、その後も最終事業が完結するまで、そういう意味で保証という言葉、使ったんだけど、なのかという意味での確認です。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。先ほどから何度か申し上げているんですが、今のこの計画が認められている期間というのが令和2年度までということで、現在、国のほうではこの過疎法をどうするかという検討がされています。これまで平成12年からこの法律始まりまして2回延長されているんですが、その都度、要件、過疎地域に指定される要件というのが変わっています。29年のときにはその要件が変わったために当町が過疎地域になったということでございます。当然、今、検討されている内容というのも、その要件をどうするかというのが国のほうでは議論されてまして、人口の減少率ですとか、財政力指数ですとか、令和3年度から過疎法が何かしらの形で残るという仮定の上ですけども、その場合に、どういった地域が過疎地域になるかという要件を今、国のほうで検討しているところですので、そこでもしかしてうちの町が過疎から外れると、国が言う過疎地域でないですよということになれば、遠藤議員がおっしゃるような保証というのはなくなってしまふのかなというふうには思います。

議長（阿部均君）今、遠藤議員の質疑というのは、あれでしょう、今、令和2年以内に事業に着手したと。今後、その事業の完了が3年、4年とずれ込んだ場合はどうなるかという、単純な言い方をすればそういうことですよ。その辺。課長、そういうことなんです。2年までに着手事業が、事業の完了が3年、4年とずれ込んだ場合、どうなるかということ。（遠藤議員発言あり）だから、事業完了するまでは認められるのかということなんです。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。済みません。過疎計画がなくなれば、その後の事業というのはなくなるということになると思います。（遠藤議員発言あり）

議長（阿部均君）よろしいですか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、さっき私はちょっとその辺、理解していたんだけど、これは重要な実施計画ということで受けとめてそういう理解でこれを見ているということからの発言、非常に重要な計画なんです。これによって大きく、財源が過疎債で、本当はもっと大きくあって、そのうち、その大きな事業を取り組む計画の中でこの過疎債が使えるというのはこれくらいありますよということを示しているんだけど、ということなんですけども、ただ、今んどこ、その大きな計画ないんですね。その大きな計画というのが、俺は中期財政見通し、あそこにもこういう形でこまい形で示されてたんですよ。それはその都度、我々に示していただいてから事業の流れというのが見えたんですけども、ところが、それがなくなって、それにかえるものがこれだというふうに、たしかそれはあなたかあなたの前の課長が、そこには細かく示しますよと。そこでこれまで町が山元町でつくってきたかなり10年、震災前の話だから実施計画に倣う、沿った実質的な計画になりますということだから、んだら、それを見ればわかるねということではそういう理解でこの実施計画というか、過疎計画を眺めてきたわけなんですけども、この過疎計画は、確かに細かく事業の行方がわかる、認めてもらった場合なんですけど

も、大体認めてもらった場合、こういう形で財源がついて事業がスムーズにというか、それに従って進むのかなど。前の実施計画というのもこういう形で示されていたもんですから、という理解で質問を確認をしたわけです。

ですから、その辺、もう少し共通の理解の中でこの過疎計画、今、この過疎計画ないと、今、何で私たち、何の計画で動いているのと。さらに確認すると、総合計画があってそれに基づいた実施計画ということで、そのセットで我々はそれを示されて町のこの間の、この間というか、その計画の中での取り組み状況というのが確認できたというのがこれまでなんだ。そうすると、これもそういうことでないということになると、我々は何を基本に事業展開しているのかなという新たな疑問が生まれてくるわけですが、その辺は問題提起にしておきます。以上、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第60号山元町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第67号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、お手元に配布されております第3回議会定例会配布資料25番にてご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、昨日ご可決いただきました山元町水産業共同利用施設設置条例の規定により、山元町水産業共同利用施設山元町第2共同利用漁具倉庫の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして当該候補者を選定したので、地方自治法の規定によりまして提案するものでございます。

1、施設の概要でございますが、名称といたしましては山元町水産業共同利用施設山元町第2共同利用漁具倉庫でございます。

所在につきましては記載のとおりとなっております。

3番、設置目的でございますが、漁業者の経営の安定及び労働環境の整備により水産

業の活力ある復興を図るため、設置するものでございます。

4点目といたしまして、施設の設備等でございますが、施設の構造につきましては、木造平屋建て、延べ床面積が844.56平方メートルとなっております。

2の指定管理が行う業務の範囲でございますが、1点目といたしまして、施設の維持管理に関する業務、そして、2点目といたしまして施設の使用料の取り扱いに関する業務となっております。

3番、指定の期間でございますが、漁具倉庫の建築が完了し、町に引き渡される令和元年10月16日から令和6年3月31日までとしているところでございます。

4番目の指定管理者の指定をする団体でございますが、石巻所在の宮城県漁業協同組合となっております。

なお、当該候補者につきましては、本年3月の定例会でお認めいただきました水産物荷さばき場第1利用漁具倉庫を管理する指定管理者に選定の際にあわせまして選定済みとなっております。今回第2利用漁具倉庫の完成に伴いまして施設の管理を追加するというような内容となっているものでございます。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜るようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第67号公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第68号、日程第11. 議案第69号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議案第68号町道の路線廃止について説明させていただきます。

配布資料 No. 26にてご説明させていただきますのでお手元に準備お願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、道路改良により起終点の変更に伴い、現路線の廃止をするため、道路法の規定により議決の議決を要するので提案するものでございます。

路線は2路線ございます。整理番号1、町道5145号、下郷新町西線、延長76.01メートル。整理番号2、町道5107号、真庭千保田線、延長209.44メートルの2路線でございます。

どちらも6月定例会で提案させていただいたのと同内容でございます。両路線とも次の路線認定で区間を変えて再認定を提案させていただいております。

1枚めぐりまして、廃止路線図のほうをご覧ください。1番の下郷新町西線でございます。起終点については記載のとおりでございます。こちらの道路は県のほうで実施しております坂元川の河川改修に伴うものでございます。もともとの坂元中のグラウンドより少し西側のところですね、県道角田山元線から坂元の市街地のほうへ渡る形で路線が設定されており、これを廃止するものでございます。

下が2番、真庭千保田線でございます。起終点に関しては記載のとおりでございます。こちらは新規の道路計画に伴うものでございます。現状の認定といたしましては、国道6号線から西のほうに向かいまして町道真庭線に当たるところまでとなっておりますが、これを廃止するものでございます。

議案第68号の説明は以上となります。

次に、議案第69号について説明させていただきます。

配布資料No.27で説明させていただきますので、お手元に準備お願いいたします。

議案第69号町道の路線認定についてでございます。

提案理由ですが、道路改良による起終点の変更に伴い、路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

提案させていただいているのは5路線になります。

整理番号1番、町道5145号、下郷新町西線、延長243.3メートル。整理番号2、町道5208号、町道町東10号線、延長162.1メートル。整理番号3、町道3213号、高瀬南山神線、延長385.0メートルでございます。こちら3路線につきましては、整備済みの路線についての認定となります。

1枚めぐりまして認定路線図の1をご覧ください。

こちらに載っております2路線につきましては、こちら県で実施しております坂元川の改修工事に伴うものでございます。上の図が下郷新町西線でございます。起終点については記載のとおりでございます。そして、こちらは廃止のほうで上げておりました路線の再認定でございます。下のほうは町東10号線でございますけれども、こちらについても起終点については記載のとおりでございます。坂元川沿いの道路となります。こちらに関しましては新規の認定となります。

1枚めぐりまして認定路線図の2をご覧ください。こちら高瀬南山神線でございます。こちらは常磐道の整備に伴いましてつけかえを実施した道路の認定となります。起終点については記載のとおりでございます。東街道から常磐道を渡る形で延びております。

では、概要書1枚目のほうにお戻りください。整理番号の4番と5番につきましては計画路線になります。こちら起終点及び延長について記載方法が異なっておりますけれども、これは今後、整備する路線でございますので、厳密な意味での起終点は定まっていないことからこのような形で記載としており、延長についても記載しておりません。

整理番号4番、町道5107号、真庭千保田線でございます。町道4281号、つばめの杜北線でございます。

3枚めくりまして認定路線図の3をご覧ください。上のほうの図が真庭千保田線になります。起終点ともに真庭字名生前となっております。現状の国道6号から真庭線に当たるところまでとなっておりますけれども、現状の路線から延ばしまして戸花川を渡る橋よりやや西側のところまでの暫定的な区間としております。ただし、この区間に関しましては、今後、検討進めていく中で必要な区間、実際に整備する区間、必要な区間を定めてまいりますので、記載は点線としております。

下のほうはつばめの杜北線になります。こちらは起点が山寺字桜木、終点が浅生原宇南山下となっております。こちらに関しましても計画路線で整備する範囲はこれから定めてまいりますので、表示は点線とさせていただきます。

以上、議案第69号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行うわけでありますが、この際、暫時休憩といたします。  
再開は1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）議案第68号、第69号のこれから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。前回6月に提出された、提案された議案と同じ件ですけれども、その後、地権者との同意等についてはどのようになっていたのか、今までの経緯についてお尋ねします、質疑します。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。6月の議会に議案を提出させて以後の説明状況でございますけれども、まず、7月に各関係区の区長及び副区長の皆様に事業について説明をさせていただいております。

また、並行いたしまして、今回提案させていただいた区間の地権者の方に、事前の説明なく前回議案を提出させていただいたことに関するお詫びをさせていただいております。

そして、その後、8月7日に町民グラウンド周辺、真庭地区ですね、こちらのほうの地権者に対して説明会を開催させていただいております。その中で17名のご参加をいただいております。また、8月8日につばめの杜地区周辺につきまして地権者の皆様に事業に関して説明をさせていただきまして、こちらに関しても17名の皆様へ説明をさせていただいております。その後、8月13日に宮城病院への事業説明、8月19日に山元支援学校への事業説明をさせていただいております。

説明状況に関しては以上となります。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。説明は終わってますけれども、地権者の同意というものは得られていたんでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。まず、大前提といたしまして説明会をさせていただいた内容



というものは、今回路線認定の議案を上げさせていただく形で道路を整備したいと考えているが、それに関しての意見を伺ったという状況でございます。その中で、あのよう形ですね、まず誰が地権者になるのかということところが完全に特定された状況ではないということ前提にいたしまして、純粹に道路の形についてどのような意見をお持ちかということ伺いました。その中でももちろん、つばめの杜地区に関しては、事業に関しては反対意見はございませんでした。あと、真庭地区に関しましては一部事業そのものに関して反対意見をいただいているというところは事実でございます。また、それぞれの地区におきまして自分は道路にかかるようになった場合はどのような形になるのか、不便な形になるのではないかと懸念はいただいております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。地域の方々への説明、確かに私も聞きました。でも、その中で出された意見をどのような形で、今回、この図面を見ますと、まだ反映されていないように私は思えるんですね。そういうふうな地域の方々の不安を払拭してからというふうなことで、先ほど、町長が時間のない中でというふうな学校の関係なんかもおっしゃっていましたが、町全体としての計画の中でこれがどういうふうにして生かされていくのかというのが地域の方々の懸念材料なわけなので、その辺についてはその地域の方々から出た意見をどのように反映したものとなっているのか、その点についてお尋ねします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。地域の方々からいただいた意見といたしまして、まず、つばめの杜地区、つばめの杜北線のほうですね、こちらに関しては、まず、北のほうに農地があるということでそちらの利用に関するものがございました。あと、一部ございましたのが既存の道路との接続ですね、そういった点もございました。これらの点に関しましてはどこまで土地がかかるのか、あるいは今ある土地の幅でどのぐらいのものが実現できるのかといったところのかなり具体的な部分になってきてございますので、こちらといたしましては、今後、設計、正式な設計という形で現地の形と計画数、道路の形、重ね合わせてどのようなものができるのかという具体的な形を線のある程度、つくった中で再度、住民の方々にお示しして改めて意見を伺いたいと考えております。

また、真庭地区に関しましても同様でございます、こちら当初のこちらの想定といたしましては、6号線から西へ抜ける、言い方は悪いかもしれませんが、単純に線形のいい形という形で記しておったところでございますけれども、説明会の中で6号線と今の町道の変則交差点から南西のほうに行きますと、S字型のぐっと回った形の道路がございますけれども、そのあたりが走行に関して危険であるとか、あるいはもうちょっと西のほうに行きまして一本橋のところですね、こちらのところで車が出てくるときに視距がとれなくてよく西側から来る車が見えなくて危険であるなどといった意見もいただいております。

そういった点も踏まえますと、形としては前回と同じでございますけれども、今回の趣旨といたしましては、住民の皆様の意見を入れるため、取り入れるためにも今回示した範囲でもうちょっと詳細な設計をかけさせていただいて、改めて住民の皆様の説明をしたいという趣旨で今回提案させていただいております。

そうしますと、設計をするために社総交のほうのお金を使わせていただきまして、できるだけ町の持ち出しを少なくする形で事業を進めていきたいという形でこのような形になっております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。前回説明受けたものと全然この図面も変わっておりません。そして、地権者の方々から出た意見、それが反映されているか私は非常に疑念を抱いております。

ということで、先ほどこの道路の部分、真庭なんかもそうですけども、今、稲刈りが始まってあそこに車が2台、3台ととまっている中で、そこをまた拡張したならば農作業にはどうなるんだろうとかという不安がいっぱいでございます。そしてまた、優良農地ですね、あそこを分断するというのはどんなものか、いかがなものでしょうかというふうなこともあったんですけども、それも全然回避されていないんですけども、その辺については持ち帰っての検討はなさったんでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご指摘ございました真庭地区の道路の線形の件でございますけれども、再度になりますけれども、あくまでこの区間において道路線形を検討させていただきたいという趣旨でございます。確かにご指摘ございましたように、農地を分断するという不便をかけ、このままの形でいってしまいますと、農地を分断するという形になってしまうという懸念もございますし、また、先ほどつばめの杜のほうでお話ししましたけど、農地の利用ということに関して、果たして従前と同じような形ができるのかという懸念があるところに関しては、それはまさにそのとおりだと思います。

そういった点も踏まえまして、果たしてこの6号線から一本橋のやや西側のほうに向かってこのように真っすぐ向かっていくのがいいのか、あるいは6号線からちょっと行った時点で少し南のほうに振ってできるだけ現道を利用するような形がいいのか、あるいは住民の方からいただいた意見を重く見て一本橋のほうを優先道路にして真っすぐにすると、極端に言えばそういった形も考えられます。そういった幾つかの線を検討いたしまして、どういった、全体としてどういった形がいいのか、あるいは同意をいただくという観点から踏まえた場合に、どこからどこをどの区間を優先して実施するのがよいのか、そういった形を含めて今後、検討してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。住民の方々から出た意見を何案か出して、そして、最終的にここに出すのが私は本来の筋だと思うんです。それさえもそれがきちっと示されないがままにここに提案されるということについて町長、どのように思いますか、どのようにお考えでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。今の全国的な道路行政を展開している基本的な対応のありようとしては、議員がご指摘のようなどころまではっていないのかなというふうに思います。まず、現状を見据えた中で、まず一般的にといいますか、常識的に見てこの近辺の交通事情、あるいは新たな路線の果たす役割、使命を勘案した場合、基本的にどういうルートが望ましいのかというあたりでまずは路線認定を頂戴して、その中で、担当課長申し上げましたとおり、説明会、前後したというふうな部分については、これは大変申しわけなく反省すべき点ではございますけども、そういう貴重なご意見を踏まえてこの点線の区間の中でよりよい法線、路線のあり方ですね、そしてまた、その問題提起される方と地域全体のバランスといいますか、調和といいますか、そういうものを勘案しながらよりよい法線を見出すべきかなというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。地域の方々の利便性、そして、地域全体を考えたならばという

ことであれば、前回、この場に出された懸案事項、課題等がありました。その辺についてはどのような形で主管課、そして、町長の中で話をされてきょうのこの場に至っているのか、その辺について確認をさせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、少し大きな話を申し上げたかというふうに思いますけども、今のお尋ねにつきましては、先ほど担当課長も申しましたように、手順の前後がございましたけれども、地域の方々からの問題提起がございましたのでそれを受けとめる形で次の具体の法線、区間と法線のありようについてさらなる検討を深める中で、地域の方々に、一人でも多くの方々にご賛同いただけるような、ご理解いただけるような、そういう運び方をしてまいりたいというのが説明会を終えた段階での執行部としての全体に対する理解でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。まちづくりの観点からその道路1本にしてだいたいぶ町が変わると思います。そういうふうなことを考えたならば、住民から、そして、この前、議会から出された意見をどのように受けとめ、重く受けとめていたとすれば、もう少し動きがあってよかったのではないかというふうに私は思っております。そういうふうな点から今回の道路、優良農地ということが非常に大きかったと思います。住民の方からもそういうふうな声がありました。それがそのまま、また今回このような形で提出されたということについては、何も住民からの声、議会からの声を受けとめていなかったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。なかなか議員にご理解いただけなくてちょっと寂しい思いがするわけでございますけども、これまでの経緯、経過を踏まえて私はお答えを申し上げているというふうなことでございます。つばめの杜付近については、特に大きな問題はないというふうに理解しておりますし、この真庭の路線につきましても、一部の方については具体のお話、反対のご意見もあったというふうに聞いてますけども、地区の役員の方なり、あるいは全体での説明会の中では総じてご理解をいただいたような皆さんの意向であったというふうなことでございますので、そういうふうなことを踏まえてこれからよりよい形にしていきたいというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。理解をいただいたというところまでいっていないと私は思っています。あの場での話し合い、そして、ここで議論されて取り下げたことをどのように受けとめてここまで進めてきたのか。整合性をというのであれば、つばめの杜の北線もそうです、真庭もそうだと思います。何度となく足しげく住民の方々の理解を得るような努力はしたのでしょうか。

議長（阿部 均君）努力はしたのかということですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答えしているように、6月の議会で残念ながら撤回せざるを得なかったという部分の、その不測の部分は先ほど来から担当課長も私も再三にわたってご説明しているとおりでございまして、一定の対応をさせてもらった中で一定の反応も確認したことから今回改めてご提案を申し上げご説明をしているというふうなところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。説明は課長、1回ですよ。住民説明会は1回だというような私は記憶があるんですが、その辺については、それで十分の説明だったというふうに捉えているということではよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から申し上げているとおり、まずは手続の関係もあり

ますので、路線の認定を大まかな区間でご理解をいただく中でこれまでの説明会なり、こうして議会の皆さん方のお話も受けとめながら次のステップに向けてよりよい法線、路線を検討してまいりたいというふうにお話ししているわけですよ。何でそういう手順をご理解いただけないのでしょうか。ステップを踏みますよというふうに申し上げているわけですよ。これはどういう場面でもそういう積み重ねが大事なんじゃないでしょうか。回数の問題もそれはあるかもしれませんが、そこで出た意見、要望を踏まえて次に生かしますよと。これは8月の定例の全員協議会でもしっかりそのことをお話を担当課長のほうからも申し上げてきたとおりでございます。その考え方、方針に今回も変わりはございませんので、全員協議会でお話しした対応と今の説明の内容はそっくりそのままでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。整合性ということであれば、やはり住民の方々から出た意見なり、ここで出た意見をここに網羅するのが私は提案する筋だと私は思っています。そういうことから質問をさせていただいているわけなので、ここで議会で決めたと言われたら、議会で認めたんでしょと、今までの論法からいくと、そういうことが多々あります。そういうことを心配しながら疑問をさせていただいておりますので、優良農地の部分、非常に懸念があります。そして、地域から出た声、何らかの形で少しでもというふうなことで考えた結果がまた同じ路線で出てきたということで捉えていいんでしょうか。

副町長（樋口 保君）はい、議長。ちょっとこの図面の見方というものについて私からちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、皆様方のお手元にお配りしております No. 27の認定路線図3のところについては、その前までと違ひまして点線で示させていただいております。これにつきましては、この始点からこの終点までの間、この区間の道路を町道として認定をさせていただきたいということでございます。先ほどから町長あるいは担当課長、申し上げておりますが、この点線の上をそのまま道路をつくるということではございません。一番最初の議案の概要を見ていただいてもわかるとおり、道路の認定につきましては、起点と終点を定めるということが道路関係法令上、定められたこととございますので、我々といたしましては、この始点から終点までの区間を整備をしたいと、ごめんなさい、町道の認定をしたいということでございます。それについてはこれから設計等々が始まりますけれども、その中では財源としては社総交を使わせていただくということです。

先ほど議員からもお話しいただきましたとおり、優良農地であること、あるいは地元の皆さん方の意見を反映させることなどなどについては、この点線が太く実践に変わる段階といいますか、設計の段階できちんと地元の皆さん方と改めて相談をしながらこの法線を決めていくというふうに執行部としては思っているということでございますので、補足をさせていただきたいと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。起点があり終点があると思います。終点はここでいいというような意見はあったのでしょうか。その辺も含めて検討すべきではないかというふうに思うので今質疑をしているわけなんです。

副町長（樋口 保君）はい、議長。先ほどの資料の1枚目をご覧いただきたいと思いますが、終点についても説明会の中で議論があったというふうに報告を受けております。これについては、起点についても終点についても、大字、小字ということで載せさせていただいて

おります。我々としたしましては、地元の住民の方々との話し合いを通じて法線を決めていくという中で、その後、決まった段階でこのところが地番が入ってくるということでございます。道路法上は大字までということになっておりますが、我々としては、皆さん方に説明する都合上、小字で提案させていただいたということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そういうことであれば、今まで住民の方々からきちっと理解をいただきながら私は提出するのが筋だと思うんです。時間がないからということでそのまま見過ごしていいものかどうか、これからのほうの計画が大きいと思うんです。そういうことを考えながらこれで住民の方々に説明できますか、私はできません。そういうことも含めて質疑をしております。

副町長（樋口 保君）はい、議長。我々としては、きちんとこの後、設計をした段階で、設計をする段階でになりますね、設計をする段階で住民の皆さん方ときちっと意見交換しながら整備を進めていくということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今回のこの道路だけではないんです。新浜諏訪原線、1年後にも確認をしたら議会始まるちょっと前に説明をし、住民の方々から理解を得ましたということで事業遂行しております。住民の方々への説明をして理解をし、協力をしていただくということが一番重要なことだと思います。そういうことからすると、今までのずっと事業遂行する上でそういうことがあったものですから、これはもう議会で議決したでしょうとなったら、責任は私たちなんですよ。そういうことからして、本当に検討してここに提案をしてきているのか、その辺が私は疑問でなりません。そういうことからして質問させていただいております。

議長（阿部 均君）先ほど、副町長のほうから起点と終点を定めるこれは提案であるという部分がありました。実施設計の段階ではこの点線どおりではないと、それは住民の意向を酌み取った上での実施設計をするんだというお話がありました。その部分は再度、確認いたしますが、そうですよね、副町長、そういうことですよ。建設課長、その辺については実施設計はどうか、その辺だけ説明願います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今後、路線を認定いただけたと仮定して実施設計を進めていく手順でございますけれども、まず検討範囲としたしまして今回提案させていただいたような範囲でどのような線が引けるのか、線を引くといっても単純に手で線を引くというような話ではなくて、例えば一本橋から出てきた人が西側から来る車がどのくらい見えるのかとかというところ、あるいは6号線からおりた車がどのような形でカーブしていくのか、そういったところを道路構造令といったもので厳密に規定されておまして私どもの机上の検討だけでは検討しきれない部分ございますので、大まかに、例えばこの真っすぐな線は1案でしょうし、6号線から西側におりてすぐ現道にくっつくような形も1つあるかもしれません。そして、一本橋から真っすぐ、一本橋のほうを優先道路にして6号線のほうに行くような形もあるかもしれません。そういった形の住民の皆様の見解を踏まえるとどういった形ができるのかといったところを何案か検討いたしまして、まずそれについてご意見を伺うところが第1段階になります。そして、事業の目的を満たして、かつ規則、道路構造令という規則を満たし、あるいは過大に予算がかからない、そういった観点の中でどこまでの範囲でできるのか、どういった形でできるのかといったところを改めてその形を提案しながら住民の皆様とお話し合いをしていくという手順になるかと思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。手順からしたならば、やはりこういうふうなことを示して住民からの意見が出ました。それをきちっと網羅しながらこんな案、あんな案ということが出てきたならば、それをきちっと精査し、その上で私は提案するのが本来の姿であろうというふうに思うわけでございます。そういうことからして、この起点と終点、そういうことだけで私はないと思います。そういうことから、優良農地、議会へ諮ったけどというふうなことでなく、そして、住民の方々の声をきちっと私は吸い上げるべきだと思いますので、実施計画に入るときに言ってますけど、その前の段階が非常に大事だと思っています。そういうことを考えてもう一度考え直す要素はないのでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。先ほどご説明いたしましたように、これ以上の検討を進めていこうとすると、どうしても専門の設計業者の力をかりないと、確たる形でこうなりますということが示すことが難しい状況でございます。そういったこともございまして補助予算を使いましてその設計業務を発注し、改めてそのしっかりとした根拠がある形を住民の皆様を示すために今回認定をお願いしているところでございまして、あくまで私たちといたしましては、住民の皆様にきちっと根拠のある形で、このような場合にはこうなりますというところを示して議論を進めていくための内容であるとお考えいただければと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり私は納得いきません。住民の方々の3つ、4つのパターンがあったならば、1カ月、2カ月ありました。その中で8月の7日に説明をし、そして、8月の8日にはつばめの杜の北のところ、そういうふうな説明があったならば、いろんなパターンを示されたならば、それをまた持ち帰る、それを住民のほうへまた返球するというふうな作業は実際行ってきたんでしょか。この8月7日の説明会、8月7日の説明会のみで終わってそこでまた机の上での計画だけでよろしいのでしょうか。もしたら、住民の納得は得れないと私は思っていますが。

議長（阿部 均君）岩佐議員に申し上げますけども、きちっと設計費を計上し、実施設計をつかった段階で説明してこの住民の同意を得るべきだというお話ですか、今言っているのは。（「実施設計の前に。住民から3つ4つの意見が出たんですよ。それを示しながらまた住民のところへ持ち帰って話しているのか。実施設計の前の段階もそういうことが必要ではないかということまで話を」の声あり）必要なのか、必要でないのか。今までの当然、行政でいろんな事業を展開しております。今までもずっとやってきた経緯がございまして、今までの事業の中でそういうふうな手順で事業を行った部分があるのかどうかとか、基本的に、基本的な部分の事業の進め方について建設課長、お話ししたいと思っています。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。基本的な事業の進め方といたしましては、まず、8月に説明会開きましたように、大まかなどこからどこを結ぶ道路をつくりたいというコンセプトを提示いたしまして意見をいただき、そして、その意見を踏まえて詳細設計を実施するという流れになろうかと思っております。そして、その中で最初の説明の中で余り当初想定したものと全く違うような意見が出てきた場合には、それは当然、もう一度線を引き直して再度説明することが必要であろうということは考えられますけれども、今回の場合は、事業そのものに関して大勢は賛成であると認識しております。そして、その中でそれを踏まえますと、さらにこれ以上の議論を、内容をですね、どのような形の道路ができます、あるいはどなたの土地が道路にかかりそうですと、そういったところをこれ以上、

詰めていくためには、やはり設計、今回の場合でいきますと、設計を実施することが必要なのではないかと考えております。

そしてあと、一般の話に戻りますけれども、最初の説明会でいただいた意見を踏まえまして詳細設計を、実施設計をいたしまして再度、住民の皆様説明をするという形になります。そして、その中で、そうしますと、誰の土地がかかるのか、あるいはどのような形で、例えば家から道路に出るのか、そういったところが大分見えてまいりますので、そこでさらに意見を踏まえまして微修正をして最後、工事に入るという手順になると認識しております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それこそ手順が違いますか。住民の方々から納得してもらい、意見を伺いながら丁寧に仕事を進めていく、職務を進めていくというのが私は重要なことだと思うんです。それがもうこちらで出たからと。あのときの説明会でここまで起点、終点、この中でというふうな説明は行いましたか、私はそのような記憶はございません。そういうことも含めたならば、住民の方々から納得していただいてからここに提案するべきではないかと私は思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。住民説明会の際には、この点線の範囲はここに示しているものと同じ範囲を提示しております。ただ、その中でお話しさせていただいたのは、この範囲で決まりというわけではありませんよと。そして、実際皆さん、どうお考えになりますかということの中で意見を伺っている中で、今の町道との交差点まででいいのではないかと短いほうではそういった意見もございましたし、あるいはもうずっと東街道のほうまで延ばしていったほうがいいんじゃないとか、長いほうですと、そういった意見もございました。ですので、説明会の際にもここからここまでですという言い方しておりませんで、あくまで最初想定したのはこの範囲ですけどもご意見どうでしょうかというところで伺っております。

そして、今回提案させていただいているのは、そのときに説明したのと同じ形を単に出しているということではなくて、もちろん、6号線から入るといふ形は当然、必要でございましょうし、一本橋に出てくる方の視距、車の見え方という問題がございしますので、それを踏まえまして、やはりそこからある程度、西側のところまで含めた範囲で検討することが必要であろうと、そういった趣旨での範囲となっております。

ですので、住民説明会で示している範囲と今回の案は図上は一緒でございまして、あくまでこれは今回提案させていただいているのは、説明会でのご意見を踏まえてこのぐらいの検討範囲が必要なのではないかという趣旨でございまして。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、前回、私、確認をさせていただきました。町としての計画、全体的な計画、この道路からどのような形で持っていくのか、その辺も検討してこの提案なんですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。町といたしましては、そういった広域的な意味の道路整備計画というところまでは現状、持っておりませんで、今回の内容といたしましては、あくまで課題ですね、新浜諏訪原線側からの西への抜けるということと、この6号の北側のところの変則交差点の解消、そしてあと、住民の意見を踏まえまして検討範囲ですね、カーブと橋から出てくる場所の視距、そういった形の行政的な課題と住民の意見を踏まえた範囲、踏まえるところといった範囲となるというところでございまして、あくまでもっと広い広範囲の計画から来たというものではございません。

議長（阿部 均君）よろしいですか、よろしいですか。あればどうぞ。ほかの方に質疑回してよろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まずですね、懸念されている一つかと思うんですが、この案件を認めることによって我々はどう拘束されるのか、議会はですね、という点をちょっと。認めてしまってから、何だ、あんとき、あんたこれに対して認めたべやと、その辺の範囲がどの程度までなのかね、確認したいと思います。

議長（阿部 均君）これ誰に質疑。（「その辺の専門家」の声あり）専門家、これは法的な部分もある、いろんな部分ある、建設課長、なかなか答えにくいのかなと思います。総務課長なんか。ただ、非常に難しい質疑だと思いますけども。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今回議案として出させていただいているのが町道の路線認定ということで、この真庭地区のお話でいきますと、この町道5107号、真庭千保田線というものを真庭名生前の範囲で認定するという形でございます。したがって、例えば道路の幅がどのくらいだとか、あるいはどこを通るだとか、そういったところに関しては、この議案に関しては全くあの内容ございませんので、そこまでを拘束するものではないと認識しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今でまだ半分ぐらいの理解なんですけど、ここで提起しているのは起点、終点、さっき起点、終点ということがうんと問題といたしますか、されているところなんですけど、今の話からするならば、とりわけ計画路線の部分についてが多分問題になっていると思うんですね。この辺、この計画路線として考えられたこの2点の起点、終点、先ほど実線ではなくて点線云々とかいう説明があったんですが、認めることによって、しかしながら、認めることによってここでは起点、終点、明確には示されていません。そういうことで大字、小字ということですね。

しからは、これを認めているいろんな議論、検討の中で、もしもろもろの意見を皆さんが検討して、ここを例えば真庭千保田線というのが大きく一本橋どことか、あるいはもっと手前でカーブする、あるいはもっと遠くさ行くとか、西のほうさ行って交差するというかな、つながるといふね、ということは、これを認めてもそういうことは、議会もそういう変更というのは求めることはできるのかどうか、あるいはその話に参加することができるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

副町長（樋口 保君）はい、議長。議会の関与ということでよろしいでしょうかね。今回は先ほど申し上げたように町道の認定、ここからここまでの認定ということですが、今回今のところ、我々として議会の皆さんから認めていただいているのは、設計予算については今年度の当初予算で認めていただいております。次の議会のかかわりということになりますと、先ほどから建設課長申し上げておられますとおり、当初予算、設計ができた後ですね、設計ができた後に建設費の関係でまた予算を提案させていただきますので、そのときにきちんと議会の皆さん方と議論はできるというふうに認識しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その手前のことを確認したかった。それはもう決定ということで、町の決定ということで予算をつけて我々に中身も示してこうするんすよという先ほど来、うんと懸念しているところだと思うんですけども、そういう形で示されるということであれば、やっぱりその前の段階での議論というのが、今、議会の関与ということでわかりやすく表現していただいたんだけども、そういう意味での議会の関与ということであれば、まだまだ決まる前の検討の場面というのは必要なんではないかというの



が多分、先ほど来の議論だと思うんです。

そして、先ほどのやりとりの中で、いろいろ決まってから示すと、今と同じで、決まってからというのは実施計画というか、設計とか、そして、そういうものを示して町のこれが最終決定ですよと、実施設計だからね。そして、地域住民の皆さんに示して皆さんの意見を生かしてこういう形にしました。こういうことで提案しますということになるかと思うんです、もうそれはかなり具体的な話になった。先ほど来の説明のやりとりの中からの私の理解はね。そこではもう遅いのではないかというのが、その前にやっぱり徹底した議論、検討が必要なのではないのかというのが、先ほど来の多分やりとりだと思うんですが、そして、私も同感なんですが、やっぱり決まってから私たち、説明、提起されても大きな手直しというのは、これまでも経験しているんですが、そうやってくると、大きな手直しというのは、いろいろ我々の立場で問題点が見つかって、住民からの話もあって、そして、それを指摘してもほとんど100パーセントの形で出てきているわけだから大きな変更は考えられない、あるいはそこに大きな変更というのは、住民の要求がいろいろ問題点、指摘した部分が結局はそういう内容にならない中で決められてしまうということになるかと、これまでの事例、あと今までの話の中でそれを整理すればそういうことなのかなということで、非常にそのことについては不安、懸念を持っていると。

簡単に質問します。これを認めることによって、起点、終点が大きな変更が考えられるときにこの形は変えることは可能なんですか、我々がこれを認めた後、そういう住民の、地域住民、まず話の仮定で、の意見も付して我々もそう思ったとき、それを提起したときにそれを変えることは可なのかどうなのかということを確認したい。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今回議案として提案させていただいているのは、起点と終点の小字でございますので、これが変わる場合には当然、再度、議会に諮るという形になります。今回提案させていただいております起点と終点の字が変われば、検討した結果、この字が変われば、その場合は再度、認定を、一度廃止して再度認定をいただくという手続を経なければならないという形になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、いろいろ、これを認めてもいろいろその後のいろんな検討等があって、住民等とね、そして、なるほどそれもしかりと町としてなれば、この部分については廃止してまた新たな住民の皆さんの意見、我々の意見も取り入れた案が認められるという受けとめでいいんですね、執行部の皆さん。それで間違ったらだめだ。

副町長（樋口 保君）はい、議長。今、担当課長、答えたとおりでございますけども、先ほど遠藤議員ご懸念の、今まではこうだったけども、だから心配なんだという部分については、我々としてもしっかりと常任委員会、それから全員協議会、そういったところで皆さん方に情報提供させていただきながら、地元の皆さん方の意見も踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺のことについては理解。というと、次に、住民説明会をうんと強調されてましたが、住民説明会の目的は何か、今の聞いていると、みんな地権者なんですよね。地権者相手だけでいいんですかと。それは計画、例えばつばめ線北、住民が通る、利用するもろもろの目的があってね、その真庭は、これはある程度理解できる、さっき言ったね、新浜諏訪原線につながるということで理解はできます。そうい

うことなんだろうなど。それはいいか悪いか、あるいはそれに同意するかどうかというのは別問題なんですけど、という意味で、そして、先ほど来、強調されているのが住民説明会を開いて、そして、ほぼ賛成をいただいている、同意をいただいているという先ほど来の回答なんですけど、地権者だけの同意でいいんですかと、そういう意味ではだよ。住民説明会という表現を使っている以上は、住民という規定は何なのか、あなたたちの規定はどういうふうに規定しているのか、住民というものをね、という疑問があるんですけど、その辺について。

議長（阿部 均君）これ、地権者のみでよいのかということ、単純な。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。住民説明会の目的は何なのかということです。どういう目的で。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。先ほど住民説明会という言い方させていただきましたけれども、正確に言いますと、地権者の皆様、かつ区の役員の皆様とを含めまして住民説明会という形になっております。ただ、議員ご指摘のように、そこの地権者もいれば、周囲に住んでいる人もいるし、あと利用する人もいるというところで、今度、そういったときにどこまでの、今度対象とする方が変わってくると思います。その形がある程度の形ができたときに、今度、どこまでの範囲で説明をするのかといったところはもうちょっと範囲を広げて、少なくとも地権者は当然でございますし、周辺の住民の皆様、あと通過する方々を捉えるのはなかなか難しいかもしれませんが、農地があれば農地の利用者の方々、そういった方々も含めた形で意見を諮ることが必要であると考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そのことをさっきながら言っていると思うんです。それでは遅い。もう形ができて、何回も言うけど形ができた中でね、の人たちに示すということなんですけども、それでは遅い。例えばつばめの杜北線、計画路線、あの道路は何の計画に基づいて計画路線なの。あの辺の地域づくり、地域計画、当然ね、あるいは都市計画、土地利用計画等々あつての中での計画路線ということになるのかなど。もしそういうことで提案しているんだとしたら、そのもとになる計画というのは何なのというのをまず確認したいんですけども、その前にちょっと俺、その前に言いたいことあつたんだね。まず、そこまで、その辺のもとになった計画というのはあるんですか、に基づいてのこの計画路線ということ、理解していいんですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。つばめの杜北線に関しましては、都市計画マスタープランでの整備方針ございまして、その中での文言ですね、定住人口確保の受け皿地とすると、あるいは市街地間の連担や拠点施設をつなぐ道路ネットワークを形成すると。そういった言葉に対してどのような形で道路を整備していくとこれを実現できるのかといったところで、といったことを踏まえて出てきた路線となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そっちさ行くとまたあるんだけど、今言いたかったのは、その住民説明会の話をしていたんだよね。住民、地権者だけを、しかしながら地権者だけを対象にしてやってきたと。そして、今後、ある程度、計画できたときに住民の方たちを対象とした説明会をするという話だったんだけど、それでは遅いということなのね。

というのは、そのことをつばめの杜北線の場合ね、あそこは全くそういう意味では地域づくり、今言った都市計画マスタープランに基づいて、土地利用に基づいてということならばなおのこと、あの路線を認定する前にどういった土地利用計画、田んぼのこと

もある、先ほど住民説明会で田んぼのこともあったと、北側の田んぼをどうするんだとか、ということがあるし、地権者だけでないんです、つばめの杜北線というのはね。これまでの説明では、新市街地と既存の市街地を結びつけるんだとかね、というふうな話をしてきて、立派にそういう目的、それに対応した説明会を、説明会の対象者にしなければ、とりわけつばめの杜北線ではそういうことが最も求められるんでないのか。その辺の説明がなくて地権者だけ対象だったら、みんなそこにひっかかっている人なんか、一般論としてですよ、誰だって賛成するでしょう。あそこの道路を利用する人があのような形で道路をつくらったときに、俺たちの生活、日常生活などでちょっとこういう不便なところがある、問題がある、あれはどうやってもそういうふうにつくる、そこさつくるんだらば、地域住民の生活、日常生活の中でもっと利用、効率のいいとかね、利用しやすい道路にしてほしいと。そのためには、道路の幅もどうか、いろいろそういう地域住民の日常的な普通の要求、要望というのが出てきてしかるべきだと思う。そういうものを吸い上げて全体としてあそこの道路をどう整備しましょうかというふうになるかと思うんだけど、あなたたちというのは、こういうふうにするんだと、これをどう認めてくれという形でのこれまでのやり方。

だから、そこんとこ、心配して言っているところなのね。今、こちらの考えでそういうことだということだね、具体的に住民説明会は住民説明会になっていないということはこの時点で指摘しておきたいです。地権者だけでは、とりわけつばめの杜北線については、地域住民の意向も酌み上げた路線設定にしくちやならないというふうに思います。思いますって、これはそういうことだということをお伝えしておいて、さらに細かくさつき出てきましたつばめの杜北線について、まずいろいろ言っていましたよね。このこと言っているんだよね。これで都市計画、ここで言っている定住人口確保のための宅地誘導を図ると。これは県道山下停車場線の相乗効果により居住地の候補地の宅地化が期待できるというふうに示しているんですが、と言って、そして、この道路をつくるんだと、これを根拠にして、理由ね。宅地誘導、それから宅地化、何戸を想定してこの道路をつくらうとしましたか。そこまで検討していたかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと問題が派生しているような気がしてならないんですが、私、以前にもこの案件のお話をする際に触れさせてもらったのは、防災集団移転で新しいまちづくりをする前から県道山下停車場線の沿線の両サイドの1枚の田んぼは、市街化調整区域に決めたのはいつでしょうか。何年も前に今、議員が意図されているような方向でこの沿道利用を促進しましょうということによって決めているわけですよ、町全体として。それに沿って町が必要な誘導策を進めていくということにはほかならないわけでございまして、いろんな整備手法ございまして、町が未利用地を束ねて区画整理事業でやる、それは公共施行もありますし、地権者の皆様方が組合をつくってやる組合での区画整理方式もありますしね。

要は、今言っているのは、その人口が何人とかというお話をされるからあえてそういうお話をしているわけでございまして、はっきり言ってここで人口何人というふうなところまでの計画はしてやっているわけではございません。あくまでも新市街地と既存の市街化調整区域を駅近のこの1等地を大いに有効利用して、なおかつこれまでのミニ開発でいろいろ反省すべき点もありましたので、できるだけ公共の道路を整備することによって民間の開発を誘導したいと、後押しをしたいと。そういう中で少しでも良好な市

街化調整区域の利用、活用ですね、これは住宅であり一部業務用地になろうかというふうに思いますけども、それを誘導するがための先行的な道路整備であるというふうに理解してもらえば、何ら問題は私はないのかなというふうに思っています。

かねて、例えば互理用水路の延長線については通学路の一翼も担うというふうなもろもろの案件がございます。そしてまた、点線のこの部分については、新設路線というよりは、現代の農道の道路としての整備でございますので、これまでも用水路から山下の市街地間の農道については未整備の区間もございましたので一定の整備もしながら対応してきたという、そういう流れもございますので、そういうもろもろ全体を勘案した場合の今回のこの路線認定をお願いをしたいというふうなことでございます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は２時２０分といたします。

午後２時１０分 休 憩

---

午後２時２０分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

９番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問は、また繰り返しますが、定住人口確保のための宅地誘導を図ると。それから、県道山下停車場線との相乗効果により居住地候補地の宅地化が期待できるということなので、あくまでも県道停車場線というのは立派にできているんですが、そのことを思って現在の市街化調整区域は、そのことによって、その整備によって市街化の居住化というか、宅地、そこはそれで完結していることになるんですが、この表現からするならばですよ。山下停車場線は完結しているんですから、立派にしている、１００パーセントではないけどもあその部分については立派に整備されたと。

そこで、宅地化するというのでその宅地化するからさらに北の路線が必要ですよということで計画した路線だということであるならば、当然、事前にその宅地誘導、どのくらいの人を求めた宅地化なのか、あるいはそれにつながってその北の路線をつくるのか。北の路線つくったら今度またさらにその市街化調整区域つくってね、１枚分またって宅地化を想定しているんだらば、そういうことだって考えられる、あるいは地域住民の中からあの辺の地域計画、あるいはまちづくりをとすることを考えたときに、そういうことも生まれてくる。そういうことのためにあの路線を整備するということであるならば、当然、その地域住民との話し合いが必要だということになるわけですが、その前に何戸を想定しているのか、先ほどの町長のお答えでは明確にそういう計画はないと、計画はしていないということなんですが、担当課の立場からすれば、当然、担当課はそういうことをもろもろ検討して提案しているわけですから、担当課としてはこの辺の取り組みはいかがですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の件でございますけれども、今回想定している宅地誘導区域、宅地候補地に関しては約広さからいけば５ヘクタール程度になります。その中でもろもろ道路をつくってそれで後はどのくらいの広さの宅地を分譲するのかというところは、そこはもう開発者に任される部分ではありますが、仮につばめの杜地区と同様の１軒１００坪程度の広さなんだと仮定した場合には、１００戸程度の広さにはなるものと想定しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的に言うと、具体的に質問しなくてねぐなっけども、もう既にあそこ、宅地化、5ヘクタールの中に太陽光というんですか、パネル、ソーラー、建設しているところ、ありますよね。それらも想定した100戸なんですか、そういうこと。私、聞いているのは、そういう具体的な計画に基づいた取り組みなのかということを知っているんです。ここにちゃんとあなたたちの根拠として示した、これでの確認なんです。そして、これに基づいて、そして、その北の路線をつくるんだということなんでしょう。そしたら、ここにある、せめてここに表現しているその根拠についての確認をしているんですけど、悪い意味で言っているんでないですよ。だから、どこまで検討進めて、そして、こういうふうに取り組んでいるのか、考え方、発想としては別に否定するものでは何でもないんですけども、しかしながら、相当な大事業でもありますよね、これどこかで見たんだけども2億円とか、過疎債か、もかけてつくる道路、あとそれをつくることによってそれをどういう状況のものをつくるかということもありますし、問題点。というのは、その立派な道路のすぐ北側は立派な農地なんですから、その辺との整合はどういうふうを考えているのか、この道路整備を進めていくときにね。ですから、本来ならば、それのもとになる本来ならば地域計画というんですか、何というか、その辺の計画があって、まさにさっき出てきた土地利用計画というものが地域のあって、そして、その結果、そこに立派なみんなに喜ばれるような道路をつくるんですよと、どうですか、皆さんという形での提案のされ方であるならば、こっちもそれについて考えられるなど、対応できるなど、その議論には参加できるなどということになるんですが、その辺がないのでさっきからいろいろ行ったり来たりしているということなんです、結論詰めるとね。そういう意味では、今の答えではそういう計画は、さっきな町長、明確にないと。だから、担当課の中でもないという明確なあいっはないということ受けておいていいのかということという質問で。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。具体的な土地利用計画、本当にこの範囲に絞った、ここをどのように利用していくのかといったその個別的な意味での土地利用計画ということまでは、現在のところはございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。そういう状況の中での提案だということはおわかりました。それでも私はまだまだ、我々が理解するのには遠い中での提案かなというふうな受けとめをしました。

これは皆さんも十分認識した上で取り組んで判断してほしいというふうに思いますが、さらに具体的に起点、終点を見たときに、これ今、私、つばめの杜北線のことを言っているんですが、西側の終着、終点ですか、終点とした理由は何か、普通、現地を見ている人たちは全く現実性のない終点と見るんですよ、私もそう見るんです。せめてこの路線を認めるとするならば、せめて用水路のとこまでじゃないのというのが、なぜかこの西のところまで来ている。ここを終点とした根拠は何か、考え方は何か。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。まず、西側の終点の根拠でございますけれども、この南側の土地ですね、こちらに関しましては宅地としての開発があるということがございます。そして、これらの宅地として想定している区域の、特に停車場線から北側に遠い部分、こちらの部分に関しましては、家を建てる際には接道義務ございますので建築基準法上、道路として認められるところが必要であるというところでこの路線を計画しております。

西側の端といたしましては、まずそういった背景がございますのであくまで住宅街の

人が生活道路として使うと。あともちろん、この北の農地の耕作者の方が作業のために利用すると、そういった観点から想定しておりますので、まず、その中で宅地の方がまず出入りができて、かつ補償等、大きなものが必要ない範囲というところでこちらの範囲としております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町の考えはそうだと、今の時点でね。けども、あの地域住民、あるいは我々が見たときに、そこは必要ではないんでないかと。何もこの辺だったら南側も立派な県道、山下停車場線というのが整備されているんですから、この辺にうちが建ってもこの辺の人たちは生活に何ら差し支えないというふうに考える人もいる。町ではそうは考えないというのはわかりましたが、いろいろ大規模整備、こういった事業に取り組む際には貴重な金を、これは過疎債を使ってやれるということで財源が結構保証されるという背景はあるんだろにしても、いずれにしても、これは税金ですからやっぱり無駄のない効率のある、本当に地域の実態に合わせた取り組みというふうに考えるならば、少なくともこの部分はここの北の路線、認めるにしてもここの部分の利用というのはもっともっと考える余地があると。

しかしながら、先ほどからそういうことで確認したんだけど、ということもあって確認したんだけど、これは一旦決めてしまえばもうこれはここまでいいんだというふうなことでどんどんどんどん、その後ですよ、いろんな意見があったとしてももう決まってしまったんだから、決めたんだからわというようなことで、このまま一挙に計画どおりに進めてしまうという懸念があるから何回も確認してるんです。少なくとも今の時点でここの路線が、今後の将来のあの辺の域の将来を見たときに、さらにこの北側の市街地化調整区域として指定して、そして、そこも可能な住民の同じあいつから100戸くらいの宅地を提供してそこに住みついてもらうという考えも、これも一方ある。でも、それは今またその部分については示されていないとか、全体図、全体像が見える中での、やっぱりこういった取り組みというのは当然、何よりも大事だと思うんです、考え方として。という、これはこっちの考えでそれは認めらる、認められないというのは当然、認められない話だろうとは思いますが、そういう懸念もあっての話なんです。

戻しますと、ここの部分についてはそういうこともあって必要ないと改めて訴えるわけですが、担当課としてはどうですか、町長。この考え方ですからね、ここまでは必要はないというふうに考えるんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、このエリアの考え方については、先ほどから言っているように、これまでの町の大きな土地利用の方向性に沿った当面の対応を急ぐべきだろうというふうな考え、判断があるというふうなことでございまして、あくまでも停車場線の沿線、先ほどちょっと私、遠藤議員への回答の中でちょっと用語の使い方、訂正させていただきたい部分もございすけども、まず、基本的には県道の沿線、そしてまた、今回お願いする新しい北線ですか、これの南側、というふうなことで土地利用の範囲にそれを念頭に道路整備を進めるべきだろうというふうな考え方でございます。

用語の関係につきましては、私は市街化調整区域というふうな言い方で先ほど県道停車場線の沿線、申し上げましたけども、正確には農業振興地域における農用地の区域外と、農振除外区域というふうな言葉でもいいのかなというふうに思いますが、そういうふうなのが正しいこの辺の土地利用の位置づけでございすので、それは訂正をさせていただきますというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。いつもなんだけど、話、発展しているんで、その基本的な考えは聞いて今、担当課とその町の考えはわかりましたという中で、しかしながら、これを示されたときにこういう意見もありますよ、ああいう意見もありますよ。あと、当然、住民説明会、あるいは地権者の説明会の中でもあったかと思うんですが、農地利用、北側の農地利用、どうするんだとかね、というもろもろの意見を今のところでの意見を集約して、そして、今現時点でこういう形で提案さったんだけど、最低でもこの部分については必要ねんでねえのがという町の何人かの意見、あと私もそれに同感するんですが、私もあそこ、何回が歩きました。何でここ整備、それも9メートル幅でね、そして、2億円の何分の1かそこに費やさなくてね、投資しなくてね。それで西は全くぶつかってしまふ。そこから何かつながりがあるんだらばまだその検討、目的も達するのかなというふうにも思うんですが、その辺も考えられないところになっているんです。これを無理くり、とにかく北のほうのは、南の県道山下停車場線とあわせた形にする必要があるのか。これはそういうもろもろの意見があつて、ですから提案されたときに質疑という形で言っているんです。そして、その具体個別の質問に対して一般論で返されても、まさにここは町長の考え方、やっぱりそういう意見があつても町としては、やっぱりここまで整備すると。従来のねという、そういう今の表明、そういう異論があつても町長としては計画どおりに進めるんだと、今、そう表明されたかと受けとめたわけですけども、そういう受けとめ方でいいんですね。

そうすると、先ほどの検討の余地あるという、と、起点、終点の話も今後、変えることができるなんていう話がそれは認められるという話を聞いても、全く我々としては信用できない、もう決めたことは前さどンドン進んでいくんだというふうに受け取ってしまうようになるわけですが、今の部分についての町長のお考えは、今、私、整理した受けとめでいいのかどうかだけを確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。北線からこの県道停車場線、南側ですね、ここは先ほど来から言っている土地利用の農振の区域から除外されている区域、そしてまた、下水道区域でもあるということもございますので、その線に沿って土地利用といいますか、宅地、業務地化を推進すべきであろうということもござります。この件については、8月20日の全員協議会の資料の2枚目のほうにも、路線位置図の別紙1ということでカラーで表記した資料もご説明させていただいているわけでもございまして、私もそれにそつてお話を申し上げているということでもご理解をいただければありがたいと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。議長、今のも答えになっていないですよ。うまく整理していただければ幸いですということです。

それを当然、ですから、その説明を受けてさらにこういうことなんだよと町民の皆さんにも話したけど、やっぱり、その結果、宅地化とかなんとかはそれを否定する何ものもないです。あそこ宅地化しても南側に立派な県道が整備されたんですから、あそこに宅地化しても新市街地のフレスコキクチに行くとか、山二小に行くとか、公園に行くとか、何ら支障ないです、ここに住む人たちね。

で、宅地化されて、しかし、その上に、北側にその整備された道路が必要なのかと、私は必要ない、私だけでなく、私は町民の声を代弁して言っているんですけども、必要ないのではないかということ、今、こういった町の意見というのがありますよと。ここは必要ないんでないのと、そういう意見に対して町としてはどう考えますかというこ

と。これはもっと検討してみますとか、検討した結果、もし必要なければ町の考えとしても、この辺は検討した結果、やっぱりそうだね、町民の皆さんの言うこともなるほどねということでこの分についてはあれして、つばめ北の杜は用水路でストップした後、そこから上に上っていくとか、そういう形の整備とかというのは今後、さらに検討しましょうということであれば、その後の検討の結果見てこっちも同一歩調というか、同じ方向で考えていくことができる、検討していくことができるということを確認したくての質問なんです、なかなかさっきから同じような答えで、答弁で非常に時間ばかり食ってしまうということなんです。いいです、もうそれは町長の考えはわかったということで。あともう一つ、本当にこんでは問題が残るということだけは指摘しておきます、そういう考え方では。

あともう一つ、この点について先ほど来、農地のことについて住民説明会でもあったと。あそこに立派な道路をつくって、もともと農道だったのか、さっきの廃止とか何とかがあってねえがあれなんだけど、もし農道を町道にするんだったらば、農道としての役割をその町道に変更した際にちゃんと保証されるのかとか、町道として保証するんだったらば農道とするなら、その9メートル、今決められている幅員でそれでいいのかどうかとか、そういうふうな考えというか、広がっていくんですよ。ですから、あの地域づくりというのは、さっきから計画を示せというのはそういうことなんで、宅地化ばかりでなくて人の方面のね、当然、それは出てきます。あそこは農道として、農道というか、農家を中心になって使っていたところなんだから、あそこに機械を置いた人が、機械を置いて俺たち通るとき、そこはじゃまだ、どけと俺たち言われたいんだ、もしそこ農道だったらね。あと、あそこ汚くなります、泥ついたりなんなり田んぼで。そのときの町道管理とか、そこまで含めて言うのであれば、というもろもろ考えなくちゃならない、対策を講じなければならぬ取り組みなんです、事業なんです。そこまでも含めての検討ではないということはわかりました。そして、そういったものを対策、本当に対策していくつもりであるならば、当然、地権者だけの説明ではもう、提案する前にですよ、だめだ。あそこを利用している農家の人たちとか、あるいは町民の人たちとか、の意向だって当然、確認しなくちゃならないはずなのに、もう最初からそこはこう相手していないという町の姿勢には問題があると思われるが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、議員からご指摘の件は、説明会の際に問題提起があったという部分は担当課長から報告を受けております。町としては、同種同様な地域条件に照らし合わせた場合の農業との関係をしっかり対応していかなくちゃいけないでしょうというふうなことは私からも担当課長のほうにお話をしていますので、そういう問題提起を踏まえてそういう場合の農地サイド、農振区域の農作業に支障のない整備のありようというのは、当然、担当課を中心にこれはしっかり取り組んでいかなくちゃいけないと思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした問題が確認されたならばですよ、そうすると、その辺、もう少し整理して、あとその考え方として住民説明会、先ほども確認したんですが、地権者と、これまで地権者だけの説明会であってその後のいろんなやりとりの中で、やっぱりそれも必要だというようなお答えといいますか、考えもしています。

しかし、それはある程度、決まった中で、決まったときにそういう場面を持って皆さんに説明しますというふうに先ほどの説明では伺ったんですけど、それでは遅い。今の



ような具体的な問題が出てきているならばなおのこと、やっぱりこれを決める前にまずはそういう人たちの意見も取り入れながらこの問題を我々に提起すべきではないのかと、少なくともこの点についてはね。先ほども同じような話だったんですけども、というふうに考えるわけですが、その辺はいかがでしょうか。先ほどの答えではそれはしないと、いふような明確な答えもあったようなんですけども、そうでなければ、それも含めて、私はこれ、やっぱり中身はすっかり決まる前でなくても、あくまでもこの線を、先ほど点線と言いましたが、その点線が実線になる前にそういった説明会を設けて、そうした場合、もしかすると、この点線が大きく変わる可能性も生まれてくるんですと考えられるんです。だから、そこまでちゃんとどうするということが想定されるのであれば、まずはこの部分については、とりあえずある程度、我々には示したんだから、その方向性については全く全否定する何物もないわけね。だけど、中身がある程度、理解できるというか、なるほどなというような中で具体的な取り組みに進めていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。何を聞きたいかという、こういう問題が出てきたんだから、一旦この部分は少し取り下げてまた改めて出したらいいいんでないかと、そういう住民の人たちの、地域住民の人たちの意見も聞いて確認しながら改めて提起したらいいんでないかという質問です。だめだったらだめ、それはできないだったらできないでいいから、いつまでもこんな、こんなというか、全然考えもあれも違うんだからいつまでやっても多分あいつたべがら。

議長（阿部 均君）遠藤議員は、ほれ、町道に格上げした場合、農道としての役割といたしますか、そういうふうな部分に支障はないのかということなんで、その代替策というか、その対策がきちんと講じられるかということでしょう。（遠藤議員発言あり）

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今、議員からご提案ありました件については、町長からも話しありましたように、説明会の段階からお話をいただいているところでございます。それで、用地幅との関係もございまして、やはりある程度、図面を入れた段階でどのような形になるかということをしつかり検討していきたいと考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう意味では、私の質問の答えにはなっていないというか、私はこれを我々に提案する前に、先ほどもあったけども、この部分についてはいろいろな問題、西までの、終点のことにしたって問題としては出された意見については答えていないような、答えられていない先ほど来の事実がある。その農地についても、農地との対応についてもそういうまだ不確定なというか、なことが確認された、取り組み方針がね。逆に言うと、そういったものを明らかにした上で明確にした中で提起、提案すべきでないんですかということよ。ということは、どういうことかということ、この部分については今回落して改めて提起したらいいんでないのと、町民の皆さんの理解を得た中で対応したらいいんでないんですかということです。これは町長か、担当課で決められない、ということなんですけど、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと議員にはご心配いただいているわけでございますけども、執行部としては、6月の段階でもいろいろと問題提起をいただいて初心に立ち返ってこれまで数カ月間、対応してきたと。

そういう中で、確かに一部農業サイドからのご意見、ご要望も頂戴した部分ございますけども、全体としての皆さんのご意向というものについては基本的にご理解を頂戴しているんじゃないかなというふうに思いますので、先ほど来からほかの路線の認定も含

めてなんですけども、次のステップに向けて必要な検討を重ね、必要な説明を一定の皆さんにお話を申し上げさらなるご理解をいただき、問題点を解消しながら実現に向けて対応させていただければなというふうに思っているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、6月議会で、その後、取り組んできた結果がまだ不十分であるということで先ほど来の質疑応答というのがあったわけなんだけど、そこでもさらに明らかになったのがさらにふえてきているという案件なんです。真摯に取り組んできた結果、また新たな問題が指摘されて明らかになったというのがこの場面だと思うんですけども、だから、私、何も否定する、お互いをもっと気持ちいい中でこの取り組みを成功させるというか、実現させると。我々というのは地域住民ですからね、住民を背景にした話ですからね、というこの取り組みは、そういう改めてそうした完璧とは言えませんが、お互いが理解できる中身、内容で改めて提案すべきだと、あるいはしたらいいんでないかということの確認なんですけど、どうも何回もたぶん理由として結局そういう、とにかくこのままの中身で進めてくれというのが今の町長の答弁ではそういうことかなと受けとめました。非常に残念な話ではあるんですが、やっぱり我々としては、これまでも話し合いの中でというのは常々言われてきている中なんですけど、まだやっぱりこの件についてもそういったところまでは至っていないのかなということが、残念ながらここで確認されたということで、私は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第68号の討論を行います。—— 討論はありませんか。68号に対してですよ。違いますか。（「済みません」の声あり）68号に対する討論があるかどうかでございます。よろしいですか。なしなんです。今、一括議題となっておりますので、議決は1件ずつ行ってまいりますので。68号の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第68号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第69号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番岩佐孝子君、登壇願います。登壇です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、議案第69号に反対するものです。以下の点から反対するものであります。

1つ目、1回のみ説明会で地元地権者の理解は得られていたのか。そして、地域住民の意見を反映されていたものとはなっていないように私は受けとめております。

2点目、路線全体の計画を示さないまま、優先農地を分断した強行事業を遂行する、そういうことはあるべきではない、そういうことからです。

3点目、総合計画、都市計画、土地利用計画に基づいたものとなっていない。そんな不十分な中での計画を認めるわけにはいかない。

以上の点から反対するものです。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第69号町道の路線認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第70号令和元年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億7,013万1,000円を追加いたしまして、総額を118億2,170万3,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきますので、議案書の10ページをお開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明をいたします。

第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月の補正予算編成で行っております人事異動に伴うものでございます。当初予算においては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を計上しておりますが、その後に人事異動があったことから8月1日現在の人員で置きかえておりまして、以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。また、自治法派遣職員の負担金につきましても、現在の人員に合わせて減額をしております。

続きまして、人件費以外の主なものについて順次ご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきましては1億858万2,000円を計上しております。こちらは平成30年度の繰越事業の実績確定に伴い、既収入特定財源を震災復興交付金基金に積み戻すものでございます。

第11目諸費につきましては182万8,000円を計上しております。犬塚遺跡発掘調査業務における和解に伴う弁護士報酬の増のため182万8,000円を計上しております。

議案書 1 1 ページをお開き願います。

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費でございます。一番下になります。

第 1 目 社会福祉総務費につきましては、繰出金として 8 7 6 万円を減額計上しておりますが、これは国民健康保険事業特別会計において、人事異動があったことから一般会計からの繰出金を減額しております。

第 2 目 老人福祉費につきましては、繰出金として 6 5 1 万 7, 0 0 0 円を計上しております。これは介護保険事業特別会計において人事異動がありましたことから、一般会計からの繰出金を増額しているものでございます。

第 4 目 障害福祉費につきましては 1 2 5 万 2, 0 0 0 円を計上しております。心身障害者医療費助成制度の対象が拡大され、精神障害 1 級が加わったことに伴い、システム改修費と助成費の増額分を計上しております。

次に、同じく民生費、第 2 項 児童福祉費でございます。第 1 目 児童福祉総務費につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴う経費の増といたしまして 3, 3 7 4 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

議案書 1 3 ページをお開き願います。

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費でございます。第 9 目 上水道管理費につきましては、上水道の高料金対策に要する経費が確定したことから 2 4 4 万 8, 0 0 0 円を減額しております。

議案書 1 4 ページをご覧ください。

第 7 款 商工費 第 1 項 商工費でございます。第 3 目 観光費につきましては、農水産物直売所「夢いちごの郷」敷地内への飲食施設建設のための設計業務委託経費として 2, 1 3 0 万円を計上しております。

次に、第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費でございます。第 3 目 道路橋梁復興推進費につきましては 1, 0 0 0 万円を計上しております。こちらにつきましては、復興交付金で整備している上平磯線道路整備事業においてガードレールや照明灯の追加整備が必要となったことから増額しているものであります。財源は震災復興交付金基金繰入金 8 0 0 万円となっております。

次に、同じく土木費 第 4 項 住宅費でございます。第 1 目 住宅管理費につきましては 6 2 8 万 5, 0 0 0 円を計上しております。こちらにつきましては、町営住宅の家賃収入について平成 3 0 年度決算確定に伴い、経費への充当残額を町営住宅基金に積み立てるものであります。

議案書 1 5 ページをお開き願います。

同じく、土木費 第 5 項 下水道費でございます。第 1 目 下水道管理費につきましては、人件費や高資本費対策に要する経費が確定したことから 1 4 1 万 7, 0 0 0 円を増額するものであります。

次に、第 9 款 消防費 第 1 項 消防費でございます。第 4 目 災害対策費につきましては、5, 5 6 9 万 6, 0 0 0 円を計上しております。このうち、洪水ハザードマップ作成業務委託については、国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、県から示された河川浸水予想データに基づき洪水ハザードマップを作成するものであります。

また、指定避難所 W i - F i 導入工事についても国の補助金交付決定を受け、防災拠点や学校等の指定避難所に災害発生時における避難者の情報伝達手段の確保を図るために

工事を実施するものであります。財源は国庫支出金となっております。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

初めに、第10款地方交付税でございます。地方交付税につきまして8,603万2,000円を増額しております。まず、普通交付税については確定額が当初予算で見積もった額を上回ったことから1億5,109万9,000円を増額するものであります。また、震災復興特別交付税につきましては6,506万7,000円を減額しております。こちらにつきましては、震災復興交付金事業の補助裏に充てるものを計上しているほか、派遣職員人件費等の震災対応関連経費について減額するものであります。

次に、第12款分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減、また副食費の増並びに被災者に対する保育料軽減措置により、合わせて1,586万7,000円を減額するものであります。

次に、第14款国庫支出金でございます。第1目総務費国庫補助金につきましては1,767万4,000円を計上しております。このうち、社会保障税番号制度システム整備費補助金については、システムの運用経費及び次期システムの更新に係る補助として239万1,000円を計上しております。

公衆無線LAN環境整備支援事業については、歳出でご説明いたしました指定避難所におけるWi-Fi整備に係る補助を受け入れるものであります。

第4目土木費国庫補助金については、こちらも歳出でご説明をしました洪水ハザードマップ作成事業に係る交付金を受け入れるものであります。

次に、第15款県支出金でございます。第2目民生費県補助金については5,299万9,000円を計上しております。このうち、障害福祉費補助金37万6,000円については、障害者医療費助成の対象が精神障害者にも拡大されたことに伴う補助金の増、児童福祉費補助金については、被災した子供への保育料の減免に関する補助として846万5,000円、並びに幼児教育・保育の無償化に伴う交付金として4,415万8,000円を受け入れるものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

次に、第18款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金については、各特別会計における平成30年度決算に基づき精算を行った結果、一般会計に戻し入れるものであります。

第2項基金繰入金については、まず財政調整基金繰入金ですが、こちらにつきましては財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを3億8,804万1,000円減額するものであります。

次の震災復興交付金基金繰入金800万円につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました上平磯線道路整備事業に係る附帯工事へ充当するために取り崩すものであります。

次に、第19款繰越金であります。平成30年度決算に基づき3億3,032万円を計上しております。ルールに基づき実質収支の2分の1以上、決算剰余金として財政調整基金に積み立てた残額を繰越金として計上しているものであります。

次に、第20款諸収入でございます。こちらにつきましては2,368万9,000

円となっておりますが、犬塚遺跡発掘調査業務について和解が成立したことから、その和解解決金を計上しているものでございます。

次に、第21款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書の4ページをお開き願います。地方債の補正でございます。

臨時財政対策債であります。限度額を1億3,390万円から807万8,000円増の1億4,197万8,000円に補正しております。こちらは普通交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正であります。起債の方法、利率や償還の方法につきまして変更はございません。

以上が今回の2号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしでよろしいんですね。質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第70号令和元年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

○保健福祉課長（桔梗俊幸君） はい、議長。議案第71号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ243万7,000円を減額いたしまして、総額を18億2,300万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページをお開きください。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書になります。

初めに、第1款総務費についてですが、こちらにつきましては職員の給与などの人件費並びに一般会計の繰出金などの補正額で、合計で315万4,000円を減額計上しております。

なお、こちらの人件費につきましては人事異動に伴う補正額を計上、繰出金については、平成30年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰り入れを行っておりました出産育児一時金などの繰入金について、決算に基づく精算を行い一般会計に戻し入れが確定しております。今年度の一般会計の繰出金として計上するものでございます。

次に、第8款諸支出金についてですが、平成30年度の特定健診に係る国県負担金の精算に伴う償還金を計上するものでありまして、合わせて71万7,000円を補正額として計上してございます。

それでは次に、歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書になります。

初めに、第6款繰入金についてですか、こちらは今回の補正額に係る最終的な財源調整の結果として基金から繰り入れる額を減額するものでありまして、820万8,000円を減額、また人事異動に伴い一般会計に戻し入れを行う額876万円を減額計上しております、合計で1,696万8,000円を減額計上するものでございます。

最後に、第7款繰越金については、平成30年度本国保会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越しいたしますので、その繰越額1,453万1,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第71号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第72号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ194万4,000円を

追加しまして、総額を1億6,984万9,000円とするものでございます。

それでは、当後期高齢特別会計につきましては、歳入予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書になります。

初めに、第4款繰越金についてですが、こちらにつきましては平成30年度の当後期高齢者特別会計の決算剰余金の全額を今年度に繰り越しを行いますので、その繰越額194万4,000円を増額補正額として計上するものでございます。

次に、下段6ページの歳出予算、こちら歳出予算の補正予算事項別明細書になります。

第3款諸支出金についてですが、こちらはただいまご説明申し上げました平成30年度の当後期高齢特別会計の決算剰余金を全額一般会計へ戻し入れを行うための繰出金として、歳入と同額の194万4,000円を増額計上してございます。

以上が今回の補正予算（第1号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第72号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第73号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ5,289万8,000円を追加いたしまして、総額を14億9,338万4,000円とするものでございます。

こちら歳出予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページをお開き願います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費、こちらについてですが、こちらにつきましては制度改正に伴



う介護保険システムの改修委託料に係る補正額を計上してございます。一般管理費において8万8,000円、次の介護認定調査費において197万2,000円をそれぞれ増額計上してございます。

次に、第3款地域支援事業費についてですが、こちらにつきましては職員の給料などの人件費に係る補正額で651万7,000円を増額計上してございます。

次に、第5款諸支出金第1項繰出金については、一般会計に繰り出しを行う補正額でございまして、平成30年度当介護特別会計に一般会計からあらかじめ見込額として繰り入れを行ってございました人件費や事務費などの繰入金について、決算額に基づく精査を行って一般会計に戻し入れをする額を確定しまして、今年度の繰出金として2,250万7,000円を増額補正額として計上してございます。

次に、1枚おめくりいただき7ページになります。

第5款の続きになりまして、第2項償還金及び還付金になります。こちらは平成30年度に交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上するものでありまして、合計で2,181万4,000円を増額補正額として計上してございます。

次に、歳入予算の補正額の説明になります。お手元の議案書5ページにお戻りください。

こちらが歳入予算の補正予算事項別明細書になります。

第3款国庫支出金についてですが、こちらは制度改正に伴う介護保険のシステム改修費に対する補助金として60万9,000円を増額補正額。

第4款支払い基金交付金については、平成30年度の事業の精算に伴って追加交付される交付金の額342万円を増額補正するものでございます。

次に、第7款繰入金第1目基金繰入金については、今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金の取り崩しの減額分160万1,000円の減額計上、同じく次の第2目一般会計繰入金については、人件費の組み替えに伴う増額分651万7,000円を増額補正額として計上してございます。

最後に、第8款繰越金については、平成30年度当介護特会の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越しを行いましたので、その繰越額4,395万3,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算(第2号)案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君) これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 質疑なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

---

議長(阿部 均君) これから議案第73号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第74号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第74号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益256万8,000円の減額は、総務省からの繰入金通知に基づく高料金対策補助金の減額措置と、人事異動に伴う人件費、こちらは児童手当分を減額措置するものであります。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用総係費921万5,000円の減額は、人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費施設整備費12万1,000円の減額は人件費の補正となっておりますので、こちらも説明は省略させていただきます。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益256万8,000円減額し、総額4億4,547万2,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費921万5,000円減額し、総額3億8,499万3,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,802万1,000円を1億1,790万円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,166万5,000円を、1億1,154万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出12万1,000円減額し、総額2億1,647万4,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金を記載のとおり改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第74号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第75号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入および支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益141万7,000円の増額は、こちらも総務省からの繰出金通知に基づく高資本費対策補助金の増額措置と人事異動に伴う人件費、児童手当分を増額措置するものでございます。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において総係費16万5,000円の減額のうち、まず31万5,000円の減額については人件費の補正となっておりますので、こちらは説明は省略させていただきます。総係費のうち、保証金15万円の増額については、平成30年度において企業債として借り入れた下水道事業債1,850円につきまして、借入条件に適さないことが判明いたしました。こちらに係る繰り上げ償還に対する保証金を増額措置するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費において373万円の増額は人件費の補正となっておりますので、こちらは説明は省略させていただきます。

2項の企業債償還金において1,850万円の増額ですけれども、収益的支出の際に説明したとおり、1,850万円を繰り上げ償還する必要が生じたことから係る元金を増額措置するものでございます。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款下水道事業収益141万7,000円増額し、総額6億1,744万円とするものです。

支出、第1款下水道事業費16万5,000円減額し、総額4億9,267万4,0

00円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,048万1,000円を2億3,271万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額970万1,000円を968万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億78万円を2億2,301万3,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出2,223万円増額し、総額6億3,439万4,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第75号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時55分といたします。

午後3時30分 休憩

---

午後3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 同意第4号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第4号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現教育長の菊池卓郎氏は、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育長として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございま

す。

なお、任期につきましては令和4年9月30日までの3年間となりますが、中学校の再編や学力向上に手腕を発揮していただきたく、引き続きのお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第4号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第19. 諮問第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

現委員の佐久間 健氏は、令和元年12月31日を持って任期満了となりますので、その後任者として中山区在住の庄司克哉氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次ページに庄司氏の略歴書をおつけしておりますが、職歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と答申することに決定されました。

---

議長（阿部 均君）日程第20．議案第45号、日程第21．議案第46号の2件を一括議題とします。

本案は、8月30日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。

委員会審査報告。

本委員会は令和元年8月30日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案番号。議案第45号、件名、山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例。

審査の結果、可決すべきもの。

議案番号。議案第46号、件名、山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例。

審査の結果、可決すべきもの。

以上、議委発第85号。令和元年9月17日。山元町議会議長阿部 均殿。総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。45号、46号ですけれども、対象人数についてお伺いしたいと思います。フルタイム、パートの部分があるんですけれども、その部分について確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）この質疑は、委員長に対する質疑は先例86番、審議の経過と結果に対する質疑でありますので、その辺をお含みしながら質疑を願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。現体制の部分、そして、今後の部分についてどのような審議経過だったのか、その辺について質疑いたします。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの件についてお答えをいたします。

慎重に今回付託されております点について審査を進めました。その間、各委員から付随する問題点、特にこの2件の条例に関連してくる問題が多種にわたってございました。例えば業務を委託していかなければならないこととか、行政事務包括委託をするというふうなことから現在、172名ぐらいの人数がおるそうですが、その方々を、例えば業務委託する人数は52名ぐらいを委託するんだというふうな話もございましたが、このことと直接今回付託されております条例の内容は関係ないわけですが、付随してくる問題が多々ありましたので、そのことについても説明を受けました。いろんな形で金額とか、それから条件とか外部委託する場合のプロポーザルについての内容等々についてのご報告ありましたが、こまい点でまだまだ詰めていかなければならないことはたくさん

あるわけですが、そのことについては執行部側と今後、詰めたりなんかして進めていくというふうな方向で今回話し合いをしたり、説明を受けております。現状としてはそのようなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、委員長から報告あったとおり、やはり業務委託やら何やら、この条例可決するにしてもいろんな課題が山積していると思います。働く人たちが不安のないような、そんなものにするような条例にきちっと仕上げさせていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。（遠藤議員発言あり）審査している委員会に所属していると私は承知しておりますけども。（「その中で確認された」の声あり）岩佐さんの。（「違う、違う。委員長の報告するときにそれも言うからという部分がなかったものだから」の声あり）審査の経過の中の委員長の回答で足りなかった部分をということですね。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。報告書の中に数等々のことは入っておりますでしたが、委員が全て満場一致というふうなことではありませんでした。確かに危惧の念をお持ちの委員の方もございました。ただ、その方々もこの条例についての部分ではない今後のあり方、それから進め方について危惧されているというふうなことございました。

以上、その辺が抜けておりましたので、補足させていただきます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部均君）これから議案第45号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部均君）これから議案第45号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部均君）これから議案第46号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部均君）これから議案第46号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第22．認定第1号から日程第27．認定第6号までの6件を一括議題とします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、9月6日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長橋元伸一君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（橋元伸一君）はい、議長。それでは、審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書。

認定第1号平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成30年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第6号平成30年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は令和元年9月6日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に留意すべき意見。

①新浜諏訪原線、高瀬笠野線などは住民や議会への十分な説明もないまま、事業が変更され遅延や課題が多く見られる。以前の意見にもかかわらず、同様の問題が起きていることを重く受けとめるべきである。②町民バス、デマンドタクシーの運営を見直し、早急に改善すべきである。③予算執行については、各課が連携し、将来を見据えたより効果のある財政運営に取り組まれない。④山元町介護保険事業特別会計の基金を有効活用し、被保険者の負担軽減を図るべきである。

これらのことに留意し、今後の事業を進めることを求め、認定第1号から認定第6号までの全てを認定すべきものと決定いたしました。

山元議委発第82号。令和元年9月13日。

山元町議会議長阿部 均殿。決算審査特別委員会委員長橋元伸一。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから認定第1号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第2号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第3号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第4号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成30年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第5号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成30年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第6号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第28. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第29. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

---

議長（阿部 均君）日程第30. 常磐自動車道建設促進特別委員会中間報告の件を議題とします。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長から調査の中間報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。常磐自動車道建設促進特別委員会委員長岩佐秀一君、登壇願います。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長（岩佐秀一君）はい、議長。特別委員会中間報告を行います。

本委員会は、次のとおり調査、審査をしました。山元町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。

1、事件 常磐自動車道建設に関する調査・審査について。

期間 平成27年11月13日から令和元年9月12日まで。

経過の報告の内容です。これまで常磐自動車道の建設は、東日本大震災の影響がある中、順調に進められ、平成26年12月6日には全線が開通されました。全線開通後、当町において山元南スマートインターチェンジの建設が進められ、当委員会では、平成28年11月14日に現地調査を行っております。その後、平成29年4月1日に同スマートインターチェンジの供用が開始され、町の産業の活性化、観光振興などに寄与しながら、特に災害が発生した際には有効な高速交通ネットワークが図られたものと認識しています。

現在は山元インターチェンジから岩沼インターチェンジまでの約14キロメートル区間の4車線化工事が進められ、令和2年度内の完成が予定されていることに加え、今月4日、国土交通省の発表では、浪江インターチェンジから山元インターチェンジまでの4車線化へ向けた方針が示されたところであります。

このような状況の中、今後のまちづくりや地域振興及び災害発生時などさらなる大き

な効果が期待されることから、山元インターチェンジから浪江インターチェンジまでの早期着工、完成及び常磐自動車道全線の4車線化促進を図るため、引き続き調査研究が必要であると考えられ、委員会は11月12日に議員任期を迎えるため、次期議員に引き続き調査を望むものであります。

山元町議委発第80号。令和元年9月12日。

山元町議会議長阿部 均殿。常磐自動車道建設促進特別委員会委員長岩佐秀一。以上であります。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

常磐自動車道促進特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長の報告のとおり決定しました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

---

議長（阿部 均君）ここで事務局長の発言を許します。

議会事務局長（武田賢一君）はい、議長。令和元年第3回山元町議会定例会は8月30日に招集され、議案等の審議を全て終了し、本日閉会となります。

山元町議会議員の任期は11月12日までとされており、本議会が任期満了前の最後の定例会となります。

そこで、本定例会を閉会するに当たり、先例32番により、議長、副議長から執行部、議員各位に対し挨拶を申し上げます。阿部議長、青田副議長の順に登壇をお願いします。

---

議長（阿部 均君）今、事務局長からですね、お話にありましたとおり、今定例会、本日でことは310日目でございます。まだまだ11月12日までの任期満了でございますとあと55日間、我々は議員としての職責が残っておりますが、執行部、議員、それから課長の皆さんが一堂に会する機会はいよいよないということでございますので、早い部分もございませうけれども議長の職を退く退任のご挨拶を申し上げたいと思います。

今期約3年、310日前に本議会がこのメンバーでスタートしました。復旧・復興、3.11の震災から約4年間経過した中でのスタートでございました。定員も1名削減ということで13名、その中で新しくなられた方が8名ということで、スタート時点におきましては少し心配する部分もございましたが、事務局初め、議員各位の研さんに研さんに努めた結果、全く心配が徒労に終わる部分もございました。

そういう中で復旧・復興の再生、創生の発展期でございます。いろいろな部分、この4年間、役場庁舎初め、防災センター、それからいろいろもろもろのものが完成を見ました。そういう非常に意義ある今期であったのかなと今思っております。

しかしながら、我々二元代表制という、これもどうしようもないいろいろな制度の中で執行部と議会、常に対峙するのではなくて切磋琢磨しながらいろいろと議論を重ねておるわけでございますが、そこに少なからずのあつれきが生じるというのは否めない事

実なのかなと今、思っております。

私も議長の方でいろいろな部分で発言を申し上げてきた部分がございます。いろいろな部分、今思いますと、こうあればよかった、ああすればよかったんだというような反省の部分もございます。

今後、残された55日間、議員の皆様、それから執行部の皆様と真摯に向き合いながらこの任期を全うしてまいりたいと思っておりますので、今後のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。退任のご挨拶といたします。本当に今期、皆様によりまして本当にいろいろな部分でご指導いただきましたことを厚く御礼申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。

(拍手)

---

副議長（青田和夫君）ただいま議長から挨拶がありましたので、私からは簡単に申し上げます。

東日本大震災後から2度目の改選となった平成27年11月から副議長といった大役を仰せつかり、議長の補佐役として復旧・復興の総仕上げ時期となる4年間、議会運営、議会活動に邁進してまいりました。これもひとえに皆様からの多大なるご支援、ご協力があったたまものと深く感謝申し上げます。

この4年を振り返りながら現状を足元から冷静に見つめ直し、さらにこれから進むべき方向に目を向けますと、復旧・復興からの区切りは見えてはおりますが、これから町がなし遂げていかなければならない真の課題は山積みしているものと受けとめております。

しかしながら、未曾有の大震災からよくぞここまで復旧・復興をなし遂げられた陣頭指揮に当たった町長、教育長を初めとした職員の皆様には感謝の念を申し上げるしかありません。

議会は今期の議員13名中、8名が1期目の議員であります。これから意識も高く議員を継続される方々にはますますの期待を寄せられると考えております。住民からの負託に応え、さらなる充実した議会運営と議会活性化に尽力されますようお願い申し上げます。

結びに、山元町がますます住みよい町としての発展と執行部職員、議員の方々のご健勝でのご活躍をご祈念申し上げ、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

---

議長（阿部 均君）これで会議を閉じます。

令和元年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後4時42分 閉 会

---